

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年11月30日

【計算期間】 第1期（自 平成22年8月26日 至 平成23年5月31日）

【ファンド名】 メロン・オフショア・ファンズ -
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
（Mellon Offshore Funds - Global High Yield Bond Fund）

【発行者名】 B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド
（BNY Mellon International Management Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 ドニ・シャムサディン
（Doni Shamsuddin, Director）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1102、グランド・ケイマン、ジョージタウン、ドク
ター・ロイズ・ドライブ69、カレドニアン・ハウス、
カレドニアン・トラスト（ケイマン）リミテッド気付
（c/o The office of Caledonian Trust（Cayman）Limited,
Caledonian House, 69 Dr. Roy's Drive, George Town,
Grand Cayman, KY1-1102, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

- （注1）オーストラリア・ドル（以下「豪ドル」という。）の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、平成23年9月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝75.11円）による。以下同じ。
- （注2）メロン・オフショア・ファンズ - グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されているが、ファンド証券は、豪ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り豪ドル貨をもって行う。
- （注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合がある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- （注4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは、6月1日に始まり翌年5月31日に終了する1年を指す。ただし第1会計年度は、平成22年8月26日（ファンドの補足信託証書締結日）から平成23年5月31日までの期間を指す。なお、ファンドの運用開始日は平成22年9月30日である。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「**ファンド**」または「**シリーズ・トラスト**」という。）は、アンブレラ・ファンドであるメロン・オフショア・ファンズ（以下「**トラスト**」という。）のシリーズ・トラストである。

現在、トラストは、ファンドを含む13個のシリーズ・トラストにより構成されている。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みのものを指す。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできない。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成される。

信託金の限度額は、定められていない。

シリーズ・トラストの基準通貨は米ドルである。シリーズ・トラストの純資産総額は基準通貨である米ドルにより計算される。

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社との間で締結された基本信託証書（2004年6月30日付補足信託証書により改訂済）により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストで、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

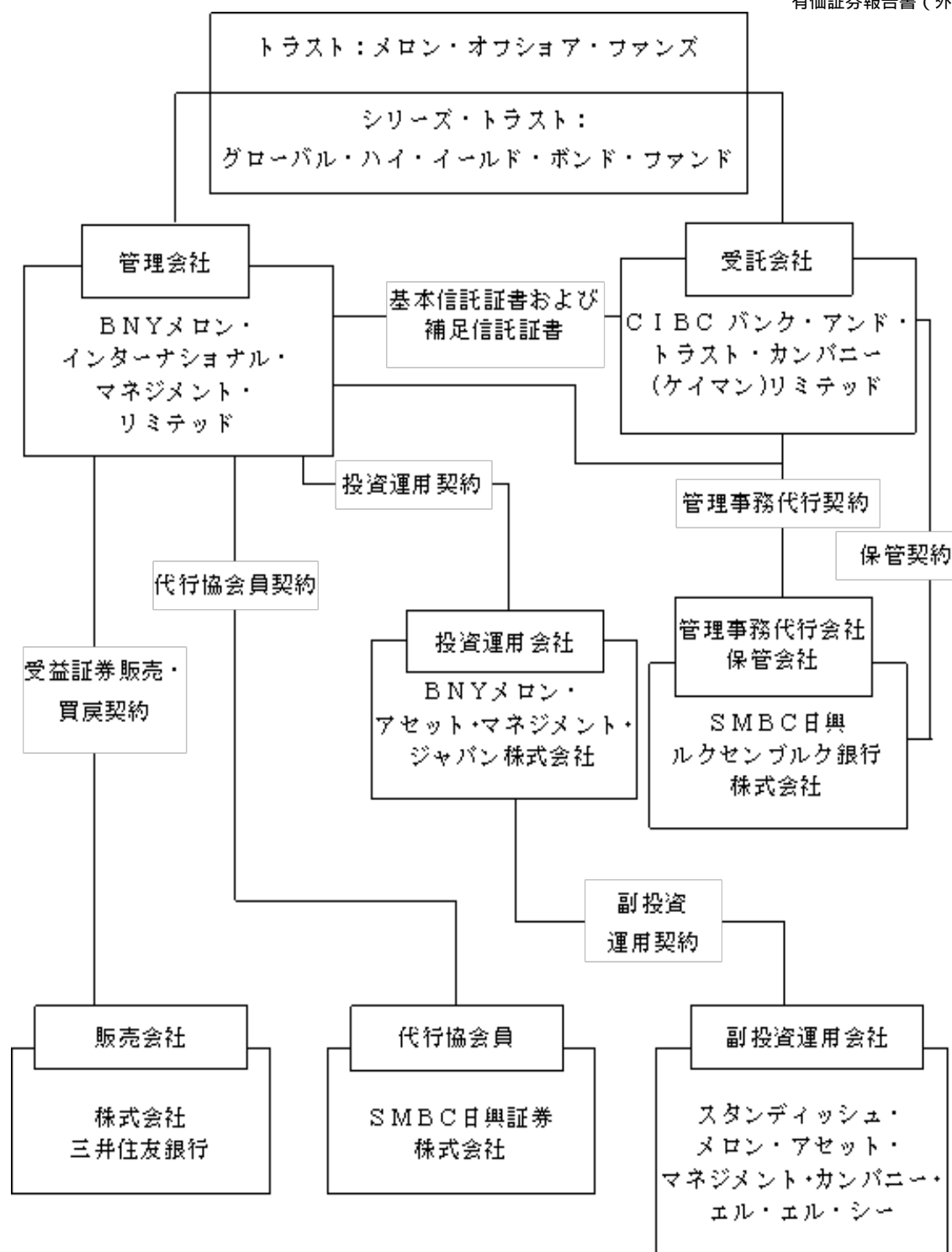
ファンドの投資目的は、世界のハイ・イールド債券（上場または店頭取引される派生商品を含む。）から成る分散されたポートフォリオに投資することを通じ、安定した収益の確保と長期的な資産の成長を追求することである。

（２）【ファンドの沿革】

1979年12月21日	管理会社の設立
2003年10月14日	基本信託証書締結
2004年6月30日	補足信託証書締結
2010年8月26日	ファンドに係る補足信託証書締結
2010年9月21日	日本におけるファンドの募集開始
2010年9月30日	運用開始（設定日）

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
BNYメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド	管理会社	信託証書（以下に定義される。）を受託会社と締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定している。
CIBC バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド	受託会社	信託証書（以下に定義される。）を管理会社と締結。上記に加え、ファンドの資産の保管について規定している。

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社	管理事務代行会社 保管会社	2010年8月26日に管理会社および受託会社との間で、2006年3月30日付管理事務代行契約に係る変更契約を締結することにより管理事務代行契約（注1）を締結。ファンドの管理事務代行業務について規定している。また、2010年8月26日に管理会社および受託会社との間で、2006年3月30日付保管契約に係る変更契約を締結することにより保管契約（注2）を締結。ファンドに対する保管業務の提供について規定している。
B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社	投資運用会社	2010年9月1日に管理会社との間で投資運用契約（注3）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務の提供について規定している。
スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー	副投資運用会社	2010年9月1日に投資運用会社との間で、副投資運用契約（注4）を締結。ファンド資産の投資および再投資に関する副投資運用業務の提供について規定している。
S M B C日興証券株式会社	代行協会員	2010年9月1日付で管理会社との間で代行協会員契約（注5）を締結。代行協会員業務について規定している。
株式会社三井住友銀行	販売会社	2010年9月1日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注6）を締結。日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱業務について規定している。

（注1）管理事務代行契約とは、管理会社および受託会社によって任命された管理事務代行会社が計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務をファンドに提供することを約する契約である。

（注2）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンドに対し保管業務を提供することを約する契約である。

（注3）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務を提供することを約する契約である。

（注4）副投資運用契約とは、副投資運用会社が、投資運用会社に対し、ファンド資産の投資および再投資に関する投資運用業務につき再委任を受けて、かかる再委任に基づく業務を提供することを約する契約である。

（注5）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、ファンド証券に関する目論見書の日本証券業協会に対する提出、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表および決算報告書その他の書類の日本証券業協会に対する提出等代行協会員業務を提供することを約する契約である。

（注6）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された販売会社が、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を日本の法令・規則および投資信託説明書（目論見書）に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社である。

（ ）事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含む。

（ ）資本金の額

2011年9月末日現在の資本金の額は、246,310円で、全額払込済である。

管理会社の授權株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式数

は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。なお、管理会社の純資産の額は、2010年12月末日現在、約28億68万円である。

定款およびケイマン諸島の会社法（2011年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限については制限がない。

（ ）会社の沿革

1979年12月21日 設立

2008年10月1日 社名を「メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション」から「B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド」に変更

（ ）大株主の状況

（2011年9月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
メロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション	アメリカ合衆国 15258 - 0001 ペンシルバニア州、ピッツバーグ、 ワン・メロン・バンク・センター	2,000株（注）	100%

（注）内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社の間で締結された基本信託証書（2004年6月30日付補足信託証書により改訂済）（以下「**基本信託証書**」という。）により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストである。トラストは、アンブレラ・ユニット・トラストとして設立されている。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

受託会社および管理会社は、基本信託証書および2010年8月26日に受託会社と管理会社の間で締結された補足信託証書（以下「**補足信託証書**」という。）（以下、基本信託証書と併せて「**信託証書**」という。）に基づきグローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドをシリーズ・トラストとして設定および設立している。

信託証書はケイマン諸島法に準拠する。グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益証券の所有者（以下「**受益者**」という。）は信託証書の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされる。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）（以下「**信託法**」という。）が適用される。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下「**ミューチュアル・ファンド法**」という。）の規制も受ける。

準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託として登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除く。）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

ミューチュアル・ファンド法

下記（６）「監督官庁の概要」の記載を参照のこと。

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2007年改訂）

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2007年改訂）（以下「ジャパン・レギュレーション」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを新たに定めたものである。

ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許には、CIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして、一般投資家向け投資信託は、ジャパン・レギュレーションに従って事業を行わなければならない。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には、証券の募集に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産価額の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

一般投資家向け投資信託は、会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資者に交付するか、または作成および交付を手配しなければならない。年次報告書には、ジャパン・レギュレーションに従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）CIMAへの開示

トラストの出資者持分に関して目論見書が発行されなければならない、かかる目論見書には、出資者持分に関するあらゆる重要な内容が記載され、ジャパン・レギュレーションに規定される内容およびトラストに対する潜在的投資者が出資者持分を引受けもしくは購入するか否かについて十分な情報を得た上で決定をなすために必要なその他の情報が網羅されていなければならない。目論見書はCIMAに提出されなければならない。

トラストは、CIMAの承認を受けた監査人をして、自らの財務書類を毎年監査させ、また、トラストの各会計期間に関する監査済みの財務書類を、当該会計期間終了後6か月以内またはCIMAが許可する延長期間内にCIMAに提出しなければならない。トラストの監査人は、トラストの財務書類を監査する過程において、トラストにつき、以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに直ちにその旨および理由を書面で通知する。

- ・その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
- ・投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- ・会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

- ・欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（2011年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

トラストは、その会計年度の終了後6か月以内または当該目論見書に記載されているそれよりも早い日に、ジャパン・レギュレーションに従い作成されたトラストの財務書類の写しが盛込まれている年次営業報告書を作成しまたは作成させ、かつ、出資者にこれを交付しまたは交付させなければならない。

2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、C I M Aに提出しなければならない。C I M Aは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、C I M Aにより承認された監査人を通じてC I M Aに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をC I M Aに適切な時期に提出することのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

管理事務代行会社は、（a）トラストの資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社または管理会社が設立文書または目論見書に定める規定に従ってトラストの業務または投資活動を実施していないことに気付いた場合、できる限り速やかに（ ）受託会社に書面で報告し、（ ）その書面のコピーおよびその書面に適用される証拠をC I M Aに提出しなければならない。さらに、その書面または相当の概要が受託会社の次回年次報告書および、次回半期または定期報告書の配布が次回年次報告書の前に要求される場合には、その半期または定期報告書に含まなければならない。

管理事務代行会社は、（a）トラストの募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および（b）トラストを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をC I M Aに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内に、トラストの事業を記載した報告書をC I M Aに提出するか、またはこれを指示しなければならない。当該報告書にはトラストに関する以下の内容が含まなければならない。

- （a）トラストの名称（過去の名称を含む。）
- （b）投資者により保有される各証券の純資産価額
- （c）前回の報告期間からの純資産価額および各証券の変更比率
- （d）純資産総額
- （e）関連する報告期間における新規申込の口数および価額
- （f）関連する報告期間における償還または買戻しの口数および価額
- （g）報告期間末日現在の証券の総発行済口数

さらに受託会社は、（a）受託会社を知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（b）トラストが投資者の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、C I M Aに提出するか、またはこれを指示しなければならない。

管理事務代行会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、投資者およびサービス提供者（管理事務代行会社を除く。）に通知しなければならない。

保管会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、投資者およびサービス提供者（保管会社を除く。）に通知しなければならない。

管理会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、投資者およびサービス提供者（保管会社を除く。）に通知しなければならない。

（b）受益者に対する開示

監査済年次報告書および未監査半期報告書は、決算日から6か月以内および半期終了時から2か月以内に、それぞれ受益者に送付され、管理会社の登記上の事務所において、閲覧または入手可能である。

日本における開示

（a）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。）（以下「**金融商品取引法**」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができる。

販売会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付しなければならない。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「**投信法**」という。）に従い、ファンドに係る一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの運用報告書は、日本の知れている受益者に交付される。

（6）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託として規制されている。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法の下での規制により、所定の詳細および監査済みの財務書類を毎年CIMAに提出しなければならない。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができる。CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にトラストの清算を申し立てることもある。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの

地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、C I M A は、一定の措置を取ることができる。C I M A の権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M A は、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的と投資方針

ファンドの投資目的は、世界のハイ・イールド債券（上場または店頭取引される派生商品を含む。）から成る分散されたポートフォリオに投資することを通じ、安定した収益の確保と長期的な資産の成長を追求することである。債務不履行のリスクを可能な限り回避するため、債券の信用力は、投資時において調査され、ファンドのポートフォリオに保有されている間、管理される。

ファンドのポートフォリオの目標は、長期的なトータル・リターンを提供を狙いつつ、毎月の分配金を安定的に支払うため十分な収益を確保することである。

投資運用会社および／または委託先が投資し得る世界のハイ・イールド債券には、現物社債、ゼロクーポン債、PIK債（同種の追加債券の形態で利息を支払う債券）、ユーロ債、ヤンキー債およびこれらの派生商品を含むことがあるが、これらに限定されないものとする。投資運用会社および／または委託先はまた、現金および短期金融商品（預金（カストディアン・スウィープ・アカウントを含む。）、コマーシャル・ペーパー、預金証書、米国財務省短期・中期証券およびその他の現金相当金融商品を含むがこれらに限られない。）に投資することができる。

また、投資運用会社および／または委託先は、適宜、米国財務省および政府機関の証券ならびにその他の国および国際機関の発行銘柄を含むその他の証券に投資することができる。

また、投資運用会社および／または委託先は、国債に関する上場先物およびオプション、国債に関する店頭取引オプション、短期金融商品の先物、スワップ契約（トータル・リターンおよび金利スワップを含む。）、クレジット・デフォルト・スワップ（個別企業のクレジット・デフォルト・スワップおよびクレジット・デフォルト・スワップ指数契約の両方）ならびにスポットおよび為替先渡予約を含むことがあるが、これらに限定されない金融商品への投資を認められている。

投資運用会社および／または委託先は、主に投資適格を下回る格付の証券に投資するが、投資判断を行うにあたり、信用力または残存年数による制限はない。そのため、ファンドの投資対象に対し信用格付の下限は適用されず、当該投資対象は、投資適格に格付されることもあれば、投資適格未満に格付されることもある。債務不履行のリスクを最小限にするため、投資運用会社および／または委託先は、投資時および当該投資対象がファンドのポートフォリオに保有されている間、そのハイ・イールド債券の信用力を継続的に管理する。

投資運用会社は、ファンドのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。

投資運用会社は随時、その裁量にて別のまたは追加の投資顧問会社または投資運用会社を任命することができる。

投資運用会社および／または委託先は、ファンドの資産の全部または一部を、他の集団投資スキーム（ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションが運用する集団投資スキームを含む。）を通じて投資することができる。

為替ヘッジ取引

管理会社および／または委託先は、為替リスクを軽減する（完全になくすものではない）ため、また、受益証券の豪ドル建ての価値をファンドの表示通貨である米ドルおよび／または投資対象通貨^{（注）}の値下

りから保護するため、以下の為替ヘッジ取引を実行する方針である。

管理会社および／または委託先は、非米ドル建ての投資対象資産について、米ドル（ファンドの表示通貨）と関連する非米ドル建て投資対象通貨の為替レートの変動に伴う為替エクスポージャーをヘッジするため、為替ヘッジ取引を実施する方針である。管理会社および／または委託先は、投資対象資産の通貨と米ドルの為替レートの変動に伴う為替エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指す。主として関連する投資対象の将来価値が変動するため、エクスポージャーは必ずしも常に100%ヘッジされとは限らない。2011年11月末日時点で、この為替ヘッジ取引は副投資運用会社で行われる見込みであるが、管理会社は下に述べるとおり第三者を為替ヘッジ取引の実行および監視のために指定することができる。

管理会社および／または委託先は、為替リスクを軽減する（完全になくすものではない。）ため、また、受益証券の価値を（ファンドの表示通貨である）米ドルの受益証券の表示通貨である豪ドルに対する値下りから保護するため、以下の為替ヘッジ取引を実行する方針である。管理会社および／または委託先は、豪ドルと米ドルの為替レートの変動に伴う為替エクスポージャーをほぼ完全にヘッジすることを目指す。投資家は、為替ヘッジ取引が行われることにより、豪ドルに対する米ドルの値上りが、これに相当する受益証券1口当たり純資産価格の上昇をもたらさないことに留意するべきである。

管理会社および／または委託先は、為替ヘッジ取引のプロセスを運営する。

管理会社は上記の為替ヘッジ取引を一つあるいは複数の手段をもって運営することができる。管理会社は、為替ヘッジに関する機能を（i）為替ヘッジの一部を自社および／または委託先で運営すること、（ ）残りの部分の為替ヘッジを事前に取り決められた為替ヘッジに関するパラメータに基づき管理および監視する第三者（以下「為替管理会社」という。）を指名することによって分割して運営することができる。2011年11月末日時点で、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンが為替ヘッジ管理契約に基づき一部の為替取引を管理および監視するべく選任される見込みである。ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンはそれらの契約において為替取引における裁量権を有するものではない。選任された為替ベンチマークレート提供会社（以下「ベンチマーク提供会社」という。）が価格を表示する通貨については、管理会社は、ザ・WM・カンパニー（「ベンチマーク提供会社」）が事前に管理会社が為替管理会社と合意した一定の時間にロイター上に公表するスポットレート、あるいは管理会社および管理為替会社が合意したその他のベンチマーク提供会社が公表する他のベンチマークレートを、スポット決済されない為替取引については値付けされたフォワード価格、および事前に合意した為替管理スプレッドにより調整されて値付けられるものと考えている。その参照レートが公表されない場合、特定の公表時間が過ぎた場合、あるいはベンチマーク提供会社によってそのレートが提供されない場合、為替ヘッジの取引相手が代替的に提供するスポットのビッドとアスクレートが使用される。

2011年11月末日時点で、上に述べられた為替取引に関して管理会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンを含むが、それに限らず、一つ以上の為替ヘッジ取引の相手方となる見込みである。

（注）投資対象通貨とは、ファンドの投資対象が表示される通貨をいう。

ファンドの投資目的が達成される保証はない。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

投資運用会社

管理会社は、ファンド資産の投資および再投資に関する運用に関する業務を、投資運用契約に基づき、B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。

副投資運用会社

投資運用会社は、ファンド資産の投資および再投資の運用に関する業務を、副投資運用契約に基づき、スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに委託している。

副投資運用会社は、株式公開企業であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社であり、米国証券取引委員会に投資顧問会社として登録されている。

副投資運用会社は、1933年に設立された米国の運用会社である。2001年にバンク・オブ・ニューヨーク・メロンの100%子会社として傘下に入り、債券特化型の運用会社としてグループ内で中核的な位置を占めている。

同社は、クレジット債券（社債等）運用の分野で、米国の運用会社中、最も長い歴史を持つ運用会社の1つであり、その他にも米国ハイ・イールド債（1988年運用開始）、米ドル建てエマージング債（1991年運用開始）、現地通貨建てエマージング債（1993年運用開始）など、グローバルかつ幅広い種類の債券運用を行っている。

運用手法は、経済や市場のファンダメンタルズに関する定性的な判断に、定量的な評価を組み合わせたものとなっており、2011年6月末現在、債券運用のみに注力する約90名の運用プロフェッショナルが在籍して、同社の運用を支えている。

2011年6月末現在で849億米ドル（約7兆円）以上の資産を受託しており、世界各国の機関投資家が主な顧客となっている。

（注）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、平成23年9月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝76.65円）による。以下同じ。

（４）【分配方針】

受託会社または委託先は、管理会社の指示により、各分配期間において管理会社が決定した金額を各受益者に分配する。分配は、次の分配期間中の現地分配日^{（注）}に行われる。かかる分配金は、ファンドの収益、実現／未実現のキャピタル・ゲインおよび管理会社が決定する分配可能なファンドの資金から支払われる。1口当たりの分配金は、0.001豪ドル未満の端数を切り捨てて計算される。原則として、毎月15暦日（当該日がファンド営業日でない場合は直後のファンド営業日）（以下「**現地分配基準日**」という。）時点で受益者名簿に登録されている受益者に対して分配が行われる。分配金は、0.01豪ドル未満は端数を切り捨てて支払いが行われる。

投資者は、受益証券に関する分配金の支払いが完全に管理会社の裁量に基づくものであり、各分配期間において分配が行われることは保証されていない点に留意する必要がある。

（注）現地分配日とは、各現地分配基準日の後4ファンド営業日目の日またはファンドに関し管理会社が適宜決定することのできる各年のその他の日をいう。なお、ファンド営業日とは、ニューヨーク、ルクセンブルグ、シドニーおよび日本のすべてにおける銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除く。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。

前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

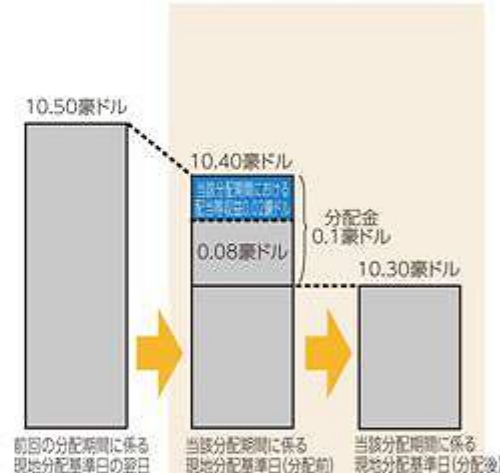
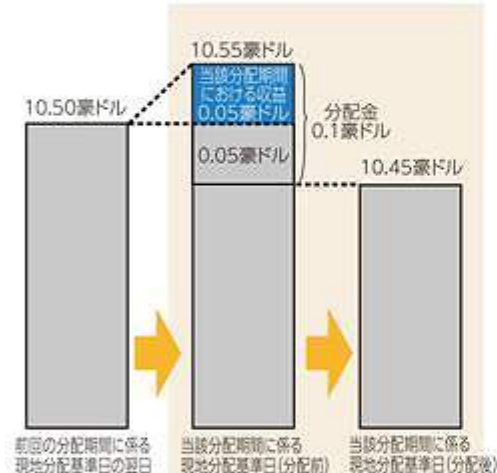


- 分配金は、分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当該分配期間に係る現地分配基準日(分配後)における1口当たり純資産価格は、前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配期間は、現地分配基準日の翌日から次の現地分配基準日までの期間をいいます。

分配期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が上昇した場合

前回の分配期間に係る現地分配基準日の翌日から1口当たり純資産価格が下落した場合



(注) 当該分配期間に生じた収益以外から0.05豪ドルを取り崩す

(注) 当該分配期間に生じた収益以外から0.08豪ドルを取り崩す

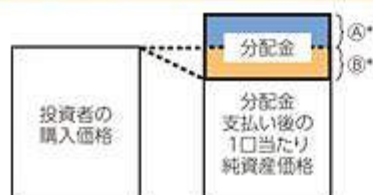
※分配金は、ファンドの分配方針に基づき支払われます。分配方針については、本書の「分配方針」をご参照下さい。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意下さい。

- 投資者のファンドの受益証券の購入価格によっては、以下のとおり、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。この場合、当該元本の一部払戻しに相当する部分も分配金として分配課税の対象となります。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※購入価格を上回る部分(分配金④)に加え、下回る部分(分配金⑤)も分配金として課税対象となります。



(5) 【投資制限】

投資制限

管理会社、投資運用会社または副投資運用会社のいずれも、ファンドに関して次の投資制限に服する。

- 会社型の集団投資スキームを含め、いかなる種類の株式も取得してはならない。ただし、投信法第2条第4項で定義される「証券投資信託」（株式に投資しないものに限る。）または投信法第2条第22項で定義される「外国投資信託」のうち証券投資信託に該当するもの（株式に投資しないものに限る。）については、この限りでない。
- 取引所に上場されておらず、または容易に換金できない投資対象を取得した結果、ファンドが保有す

る当該投資対象すべての総価値が、かかる取得直後において、最新の入手可能な純資産総額の15%を超えることになる場合、かかる投資対象を取得してはならない。

- (c) ファンドの純資産の15%を超えて、容易に換金できない、私募形式で販売された有価証券、非上場証券または不動産等の非流動性資産に投資してはならない。ただし、日本証券業協会が公表した外国証券の取引に関する規則第16条（適宜改正または代替される。）に定める価格の透明性を確保するために適当な措置が講じられている場合はこの限りではない。上記の比率は、管理会社の裁量において、当該資産の取得価額または時価で算定される。
- (d) 結果的にファンドの勘定で空売りされた証券の市場価格の合計が純資産総額を超える場合、証券の空売りを行ってはならない。
- (e) 結果的にファンドの資産価値の50%以上が、()金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」の定義に該当しない資産（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされる同号に掲げられた権利を除く。）、または()金融商品取引法第2条第20号で定義される「デリバティブ取引」の定義に該当しない資産で構成されることになる場合、いかなる投資対象も購入または追加してはならない。
- (f) 管理会社または他の第三者の利益となる取引で、受益者の保護に欠けまたはファンドの資産の適正な運用を害することになる取引を行ってはならない。
- (g) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (h) 管理会社またはファンド以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
- (i) 下記の「借入制限」の項に記載される借入方針に従う場合を除きファンドの勘定で借入れを行ってはならない。

株式、転換社債、ワラント、新株引受権付社債およびその他の株式関連証券への投資は禁止されており、ファンドが何らかの理由で当該証券を取得した場合、投資運用会社または副投資運用会社（場合による。）は、できる限り早く当該証券を売却するための措置を実行する。

上記の投資制限に適用される法律または規則が変更されるまたはその他の方法で差し替えられる場合かつ適用される法令に違反することなく投資制限を変更することができると、受託会社と協議した上で管理会社が判断する場合、管理会社は、受益者の同意を得ることなく（ただし、当該変更または削除について21日前までに受益者に通知が付与されることを条件に）、当該投資制限の一部を適宜、変更または削除する権利を有するものとする。

上記の制限に加えて、投資運用会社および／または委託先は、ファンドの勘定で、受益者の利益に反し、またはファンドの資産の適正な運用を阻害する取引を行ってはならない。

特に、ファンドの投資対象の価格の変動、再建もしくは合併、ファンドの資産からの支払い、受益証券の買戻しまたは投資運用会社および／または委託先の合理的な支配の及ばないその他の理由の結果としてファンドに適用される制限に違反した場合、投資運用会社および／または委託先は、直ちに投資対象を売却する義務はない。ただし、投資運用会社および／または委託先は、違反が確認された後、合理的な期間内に、ファンドに適用される制限を遵守するために、受益者の利益に配慮した合理的に実務上可能な措置を講じる。

借入制限

投資運用会社および／または委託先は、ファンドの勘定で資金を借り入れることができる。ただし、借入総額は純資産総額の10%を超えないことを条件とする（合併、統合等の場合のような特別な緊急事態においては、かかる10%制限を一時的に超過することはできるものとする。）。

3【投資リスク】

リスク要因

投資者は、受益証券の価格は上昇する場合もあれば下落する場合もあることを認識しておく必要がある。ファンドへの投資には、大きなリスクが伴う。投資運用会社および／または委託先は、ファンドの投資目的と投資制限の制約の範囲内で損失の可能性を最小限に抑えられると同社が考える投資戦略を実行する予定であるが、かかる戦略が実行されるという保証、または、実行されたとしても成功を収めるという保証はできない。受益証券の流通市場が生まれる可能性は低いため、受益者は、買戻しによる方法に限り、保有する受益証券を処分することができる。投資者は、ファンドに対する投資の全部または大部分を失う可能性がある。従って、各投資者は、ファンドに投資するリスクを負担することができるか否かを慎重に検討する必要がある。リスク要因に関する以下の記述は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に説明することを意図したものではない。

ファンドに投資するリスクは、以下を含む。

政治および／または規制のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治情勢、政府の政策の変化、税制の変更、外国資本による投資および通貨の本国送金の制限、為替変動、ならびに投資先の国々における法規制の変更などの不確実性によって影響を受ける可能性がある。また、投資が行われる可能性のある一部の国における法制度ならびに会計、財務監査および開示基準によっては、主要な証券市場で一般に適用されるものと同程度の投資者保護または投資者に対する情報開示が行われない可能性がある。

新興国市場のリスク

ファンドの勘定で、直接的または間接的に新興国の債券への投資が行われうる。かかる債券には、大きなリスクが伴い、投機的と考えるべきである。それらのリスクには、（a）接收、没収課税、国有化ならびに社会的、政治的および経済的な安定性のリスクが大きいこと、（b）現時点において新興国市場の発行体向けの証券市場の規模が小さく、かつ、取引が少ないか、または取引が存在しないため、流動性に欠け、価格変動性が大きいこと、（c）国の政策により、国益に影響すると思われる発行体または産業への投資の制限など、投資機会が制限される場合があること、ならびに（d）民間資本による投資または外国資本による投資および私有財産に適用される発達した法的枠組みが存在していないことが含まれる。

債券に関する信用リスク

投資運用会社および／または委託先は、安定的な収益の確保のため、ファンドの勘定で、ハイ・イールド債券に投資すること、かつ、直接的または間接的に格付の低い債券に投資することができる。このため、信用リスクが増大した場合には、長期的な資産の成長という投資目的は達成できない可能性がある。格付の低い債券とは、ムーディーズによる格付がBaa未満、またはS&Pによる格付がBBB未満の証券をいう。格付の低い債券は、「投資適格」未満であることがあり、継続的な不確実性や、発行体が適時に元利金を支払うことができないことにつながりうる不利な経営状況、財務状況または経済状況にさらされる場合がある。

ファンドが保有する債券の格付が低ければ低いほど、発行体の財務状況もしくは一般的な経済状況またはその両方が悪化し、または、金利が予想外に上昇した場合、発行体による元利金支払能力が損なわれる可能性が高くなる。かかる債券には、大きな債務不履行のリスクが伴い、当該リスクは、投資対象の価値に影響を及ぼすことがある。

発行体が適時に元利金を支払うことができない場合（または支払うことができないことが予想される場合）、債券の価値は、当該債券の取得価格にまで近づくことがある。流動性のある取引市場がない場合、かかる債券の適正価格を設定できないことがある。

ムーディーズまたはS&Pが証券に付与した格付に、債券の市場価格の変動性またはかかる証券投資の流動性の評価は織り込まれていない。債券の格付が購入時点の格付よりも下がった場合は、必ずしも換金できるとは限らない。

ソブリン債

投資運用会社および／または委託先は、ファンドの勘定で、政府および政府機関（新興国の政府を含む。）が発行した債務証券に投資することができる。新興国市場の政府発行体の証券への投資は、重大な経済的および政治的リスクを伴う場合がある。一部の新興国市場証券の保有者は、当該債務に関する再編（リストラクチャリング）および返済期限の変更（リスケジューリング）計画への参加ならびに発行体への追加貸付の実行を要請される場合がある。新興国市場証券の保有者の利益は、債務再編協定の過程で悪影響を受ける可能性がある。投資運用会社および／または委託先は、過去において、対外債務を返済する際に深刻な困難に陥ったことのある発行体の発行するソブリン債に投資する可能性がある。これらの困難により、特に、かかる国々は債務の元利金の返済期限の変更および負債の再編を余儀なくされたことがある。債務の返済期限の変更および再編に係る協定には、新たなもしくは修正された信用協定を取り決めるか、または残存投資元本および未払利息を「ブレイディ債」もしくは類似する証券に転換した上で、利息の支払いについて新たな信用供与を得ることにより、元利金の支払いの減額および返済繰延べを行うことが含まれていた。ムーディーズおよびS&Pにより投資適格を下回る格付を付与されたソブリン債は、発行体が当該債務の条件に従って元利金の支払いを行う能力に関して非常に投機的であるとみなされる。

先物取引

先物の価格は、変動することがある。先物取引に通常必要とされる証拠金は少額であるため、先物取引勘定には極めて大きなレバレッジがかかっている。その結果として、先物契約における小さな値動きによって投資者が大きな損失を被ることがある。先物取引の結果、投資額を超える損失を被ることがある。

先物取引は、流動性に欠けることがある。一部の取引所は、特定の先物について一日の取引中の価格の変動幅が一定の制限を超える取引を許可していないため、投資運用会社および／または委託先は、不利なポジションを迅速に清算できなくなり、ファンドが多額の損失を被ることがある。また一部の法域の取引所および規制当局は、特定の先物について、個人またはグループが保有し、または支配することのできる先物ポジションの数に投機的ポジションの制限を課している。投機的ポジション制限を遵守するために、ファンドの先物ポジションを、投資運用会社もしくは委託先が所有もしくは支配するすべての先物ポジションまたは投資運用会社もしくは委託先の元本と合計することが求められることがある。その結果、投資運用会社および／または委託先は、特定の先物の先物ポジションを取ることができないか、またはファンドの勘定で特定の先物のポジションを清算せざるを得なくなる可能性がある。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、ファンドの勘定で適時に投資対象を売却する投資運用会社および／または委託先の能力に係る。比較的流動性が低い証券の市場は、流動性が高い証券の市場に比べて価格変動が大きい傾向があり、比較的流動性が低い証券にファンドの資産を投資した場合、投資運用会社および／または委託先は、その希望する価格で、かつ、希望する時に、ファンドの投資対象を処分できないことがある。前述のとおり、先物のポジションは、例えば一部の取引所が一日当たりの「価格変動幅」または「値幅制限」と称する規制によって特定の先物契約の価格の一日の値幅を制限しているため、流動性を欠く場合がある。特定の先物契約の価格が値幅制限に相当する額まで上昇または下落した場合、トレーダーが制限の範囲内で取引を実行する意思がない限り、先物のポジションを取ることと清算することもできない。それと同様の事態が生じた場合、投資運用会社および／または委託先は、不利なポジションを迅速に清算することができない場合があり、ファンドが多額の損失を被ることがある。さらに、取引所が特定の契約の取引を中止し、即時の清算および決済を命じ、または特定の契約の取引を清算目的に限定する命令を下す可能性がある。流動性不足のリス

クは、店頭取引においても発生する。現時点においては店頭取引のための規制された市場は存在しておらず、買呼値と売呼値を設定するのは先物ディーラーのみである。市場取引ができない証券への投資には流動性リスクが伴う。さらに、かかる証券は評価が困難であり、また投資者保護のための市場を規制するルールが、発行体に適用されない。

外国為替市場とヘッジ

管理会社または委託先は、非米ドル建ての投資対象資産について、米ドル（ファンドの表示通貨）と関連する非米ドル建て通貨の為替レートの変動に伴う為替エクスポージャーをヘッジするための為替ヘッジ取引を実施する方針である。ただし、かかるエクスポージャーを完全になくすことはできない。為替レートの変動はファンドの投資対象資産の価値、ひいては受益者が享受する収益に重大な影響を及ぼす可能性がある。

ファンドは、米ドル（ファンドの表示通貨）と豪ドル（受益証券が表示される通貨）間の為替レートの変動に対するエクスポージャーをも有する。管理会社および／または委託先は、為替リスクを軽減（完全に排除するものではない。）するため、また、豪ドルに対する米ドルの値下がりからファンドの資産の全部または一部を保護するため、為替ヘッジ取引を利用する意向である。管理会社および／または委託先は、豪ドルと米ドルの為替レートの変動に対する受益証券の通貨エクスポージャーを完全にヘッジすることを目指す。かかるエクスポージャーを完全になくすことはできない。投資者は、為替ヘッジ取引が行われることにより、豪ドルに対する米ドルの値上りが、これに相当する受益証券1口当たり純資産価格の増加をもたらさないことに留意するべきである。

外国為替取引を実行する市場は、変動性が極めて大きく、極めて専門的である。かかる市場では、流動性や価格の変動などの重大な変化が極めて短時間に発生することがある。外国為替取引のリスクには、為替レートリスク、金利リスクおよび現地の為替市場、外国投資または特定の外貨取引の規制を通じて外国政府が介入する可能性を含むが、上記に限定されない。

管理会社および／または委託先は、かかる為替リスクをヘッジするために、為替先渡予約、オプション、先物およびスワップなどの金融商品を利用することができる。ポートフォリオのポジションの価値が下落した場合、かかるポジションの価値の下落に対してヘッジしても、ポジションの価値の変動を解消することまたは損失を防ぐことはできないが、同じ動向から利益を上げるように組み立てられた別のポジションを設けることで、ヘッジしたポートフォリオのポジションの価値の下落は緩和される。ヘッジ取引では、ポートフォリオのポジションの価値が上昇した場合に利益を上げる機会も制限されることがある。

ヘッジ取引の成功は、通貨と金利の方向性の動きにかかっている。ヘッジ戦略に使用される金融商品の値動きとヘッジ対象となるポートフォリオの値動きにおいて、その相関性の度合いは変化することがあり、管理会社および／または委託先は、そうした相関性を完全に保つことができない場合がある。こうした不完全な相関性によって管理会社および／または委託先は、意図するヘッジを達成することができないか、または損失のリスクにさらされる可能性がある。

管理会社および／または委託先が同時に一つ以上の為替ヘッジ手法を採用することにより、間違いや誤りが起こる可能性が高まることがありえる。例えば、為替ヘッジが、管理会社の委託先と事前に取り決められた為替ヘッジ取引パラメータによって為替取引の一部のみを管理および監視する者として管理会社が委任した他の者とに分かれて実施されることにより、目標とする為替ヘッジ比率からの意図しない乖離が生じることがあり得る。

また、複数の為替取引の取引相手があり得る。このため同じ時間帯で行われた類似の為替ヘッジ取引が異なる価格となることがおこり得る。

派生商品

投資運用会社および／または委託先は、効果的なポートフォリオ管理および投資目的のために行われる派生商品取引を通じて、ファンドのために様々なポートフォリオ戦略を実行することができる。投資運用会

社および／または委託先は、その裁量において、ファンドの投資戦略を実施するため、様々な派生商品取引（先物、オプションおよびスワップを含むがこれらに限られない。）について適切なポジションをとることができる。

派生商品には、価値が一または複数の原証券、金融ベンチマークまたは金融指数にリンクした商品および契約が含まれる。派生商品によって投資者は、原資産に投資する場合に比べてごくわずかなコスト負担で特定の証券、金融ベンチマークまたは金融指数の値動きをヘッジし、またはかかる値動きについて投機的取引をすることができる。派生商品の価値は、原資産の価格変動に大幅に依存している。従って、原資産の取引に伴うリスクは、多くの場合派生商品取引にも当てはまる。その他にも派生商品取引には数多くのリスクがある。一例として、派生商品では取引を実行する際に支払い、または預託する金銭に比べて市場のエクスポージャーが極めて大きい場合が多いため、比較的小規模の不利な市場変動によってすべての取引を実行する際に支払い、または預託した金銭を失うばかりでなく、ファンドがその金額を上回る損失を被ることがある。さらに、投資運用会社および／または委託先がファンドの勘定で取得を希望する派生商品を、満足のいく条件で特定の時点において入手できるという保証はなく、そもそも入手できるか否かも保証されていない。

ファンドの証拠金取引口座を担保するためにブローカーに差し入れた証券の価値が目減りした場合、ファンドには追証が発生し、ブローカーに追加の資金を預託するか、または目減り分を補填するために担保として差し入れた証券の換金を強いられることがある。ファンドの資産価値が急落した場合、投資運用会社および／または委託先は、ファンドの証拠金債務の支払いに十分な資産を迅速に換金できない可能性がある。

加えて、投資運用会社および／または委託先は、ファンドの勘定で先物契約、店頭外国為替先渡予約およびオプションの空売りを利用することができる。このような空売りは、ファンドを追加的なリスクにさらす可能性がある。

買戻しの影響

受益者によって大量の受益証券の買戻しが行われる場合、投資運用会社および／または委託先は、買戻しに必要な資金を調達するために本来望ましいと考えられるペースよりも早くファンドの投資対象を清算せざるを得なくなる可能性がある。

取引相手のリスク

ファンドは、契約の条件に関する紛争（正当な根拠をもって主張されるものとは限らない。）または信用もしくは流動性の問題を理由に取引相手が条件に従って取引を決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合がある。かかる「取引相手のリスク」は、決済を妨げる出来事が生じた場合、または取引が単一もしくは少数グループの取引相手との間で行われた場合に、満期がより長い契約について大きくなる。受託会社、管理会社、投資運用会社および／または委託先は、ファンドに関して、取引を特定の取引相手に限ることまたは取引の一部もしくは全部を一つの取引相手に集中させることを制限されていない。さらに、管理会社、投資運用会社および／または委託先は、取引相手の信用度を評価する内部信用評価機能を有していない。受託会社、管理会社、投資運用会社および／または委託先が一もしくは複数の取引相手と取引を行う能力、およびかかる取引相手の財政的能力について有意かつ独立した評価の欠如により、ファンドが損失を被る可能性が増大する場合がある。

ファンドは、非上場派生商品に関して取引を行う取引相手の信用リスクにさらされる場合がある。これは、取引所決済機関の履行保証のような整備された取引所において派生商品の取引参加者に適用されるものと同様の保護が、かかる非上場派生商品の取引には与えられないことによる。非上場派生商品取引の取引相手は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社、投資運用会社および／または委託先がファンドに関してかかる商品の取引を行う取引相手の支払不能、破産または債務不履行により、ファンドに多額の損失が発生する可能性がある。受託会社、管理会社、投資運用会

社または委託先は、ファンドに関して、特定の派生商品取引に関する契約に基づく債務不履行に関して契約上の救済を得られることがある。ただし、当該救済は、提供される担保またはその他の資産が十分でない限り、不十分である可能性がある。

最近、複数の大手金融市場参加者（店頭取引およびブローカー間取引の取引相手を含む。）が契約上の義務を期日に履行することができず、または不履行寸前の状態にあり、金融市場で見られる不確実性が高まり、かつてないほどの政府介入、信用および流動性の収縮、取引および金融取決めの早期解約、ならびに支払いおよび引渡しの停止および不履行につながっている。かかる混乱は、支払能力のあるプライムブローカーおよび貸し手でさえも、新たな投資への融資を渋るもしくは望まない、または最近有効であったものに比べて著しく不利な条件で融資を行う原因となっている。取引相手が債務不履行に陥らないとの保証はなく、ファンドが結果として取引に基づく損失を被らないとの保証もない。

仲介およびその他の取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーまたはディーラーを選定する際、投資運用会社および／または委託先は、競争入札により業者を募集する必要はなく、最も手数料が低廉な業者を探す義務も負わない。投資運用会社および／または委託先は、リサーチまたはサービスを提供するまたはそれらの支払いを行うブローカーまたはディーラーに対し、同様の取引について他のブローカーまたはディーラーよりも高い手数料を支払うことができる。

決済ブローカーの支払不能リスク

受託会社、管理会社、投資運用会社および／または委託先は、ファンドに関して、上場先物取引および上場証券取引の清算および決済を行う複数のブローカーのサービスを利用することができる。適用ある規則および規制により顧客資産に何らかの保護が与えられる場合があるものの、ファンドのブローカーのうちの一家が支払不能に陥った場合、当該ブローカーの下で保有されるファンドの資産がリスクにさらされる可能性がある。

保管リスク

投資運用会社および／または委託先は、ファンドの勘定で、直接的または間接的に、保管制度および／または決済制度が十分に発達していない市場に投資する場合がある。かかる市場で取引され、かつ、副保管業者に委託されたファンドの資産は、当該副保管業者の利用が必要となる状況下では一定のリスクにさらされることがある。かかるリスクには、現物有価証券の取引代金決済と引換えに引渡しが行われないこと、その結果、偽造有価証券の流通、コーポレート・アクションに関する情報の不足、有価証券の取得可能性に影響を及ぼす登録手続、法律／財務に関する適切な制度の不存在、および中央預託機関の補償制度／賠償基金の不存在が含まれるがこれらに限らない。

金利の変動

債券の価値は、金利の変動に基づき変動することがある。通常、金利の上昇局面では、債券の価値は下落する傾向がある。一方、金利の低下局面では、債券の価値は上昇する傾向がある。債券の価値の変動の程度は、債券の満期および発行条件を含む多くの要因によって決まる。さらに、金利の変動は、投資運用会社および／または委託先がファンドの勘定で購入するか、または空売りする派生商品の価値および価格設定にも影響を与えることがある。

経済状況

その他の経済状況（例えば、インフレ率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交上の出来事および動向、租税法ならびにその他の無数の要因を含む。）の変化は、ファンドの利回りに重大な悪影響を及ぼす可能性がある。かかる状況は、いずれも投資運用会社および／または委託先の支配が及ばない。ファンドが

直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期しない変動または流動性によって、ファンドの資産の投資および再投資を管理する投資運用会社および／または委託先の能力が損なわれ、ファンドが、損失のリスクにさらされることがある。

為替先渡予約および為替取引

管理会社および／または委託先は、ヘッジ目的で、様々な国の通貨と複数の通貨単位との間で店頭先渡為替予約を取引することができる。店頭先渡為替予約は、ある指定された通貨を将来の指定された日に、契約開始時に定められた価格で購入または売却して別の通貨と交換するという契約上の合意に基づいて実行される場合が多い。

管理会社および／または委託先が店頭先渡為替予約を行う場合、契約の満期時に対象通貨を引き渡し、または引渡しを受ける取引相手に依存することになる。先渡為替予約または店頭先渡為替予約の日々の値動きに制限はなく、取引相手は、こうした取引のマーケット・メイクを継続する義務を負わない。これまでも店頭先渡為替予約の取引相手が取引の値段を付けることを拒絶したり、買呼値と売呼値の間に異常に広いスプレッドがある値付けをした時期があった。取引相手は、こうした取引の値付けをいつでも拒絶することができる。管理会社および／または委託先は、ファンドの勘定で店頭為替先渡予約取引をする際に、取引相手の信用破綻または取引に関する取引相手の履行不能もしくは履行拒絶のリスクにさらされる。取引相手が履行しなかった場合、取引から期待された利益が得られない結果となる場合がある。

2011年11月末日時点で、管理会社は為替ヘッジ取引の取引相手をザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンおよび一つかそれ以上の他の相手を見込んでいる。

店頭取引における規制の欠如と取引相手のリスク

投資運用会社および／または委託先は、ファンドの勘定で店頭取引を行う。一般論として、店頭市場は、整備された取引所における取引と比べて政府の規制および監督が行き届いていない。さらに、一部の整備された取引所の参加者に与えられる取引所決済機関の履行保証などの保護の多くが店頭取引には与えられない。このため、ファンドは、信用や流動性の問題または契約条件に関する紛争を理由に取引相手方が取引を決済しないリスクにさらされる。投資運用会社および／または委託先が特定の取引相手との間で集中的に取引を行うことについて制限はないため、投資運用会社および／または委託先がファンドの取引を規制された取引所に限定した場合に比べて、ファンドは、デフォルトによる大きな損失リスクにさらされることになる。

ファンドは、支払不能、破産、政府による制限等の原因により取引相手が取引を履行できないリスクにさらされ、その結果、ファンドに多額の損失が発生する危険性がある。こうしたリスクを軽減するため、投資運用会社および／または委託先は、ファンドの取引を信用力が高いと思われる取引相手だけに限定する予定である。

本格運用に至るまでのスタート期間

ファンドには、募集による購入資金でポートフォリオを構築する期間に、一定のリスクが伴う可能性がある。さらに、この期間には、ファンドの一または複数のポートフォリオの分散投資のレベルが、すでにポートフォリオの構築が完成したファンドと比べて低くなるという一定のリスクもある。投資運用会社および／または委託先は、ポートフォリオの構築の段階で様々なプロセスを経ることができる。こうした手続の一部は市場の状況にもよるものであり、これらの手続が成功するという保証を与えるものではない。

将来の規制の変更は予測不能であること

証券市場および派生商品市場には包括的な法律、規則および証拠金要件が適用される。さらに、米国の証券取引委員会や証券取引所は、市場の緊急事態に際して、例えば投機的ポジション制限の遡及的实施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの特別措置を講じる権限を有する。証券および派生商品の規制

は米国内外において急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合がある。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能であるが、重大な悪影響となる可能性がある。

リスクに対する管理体制

リスク管理について、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較した定期的な報告書を作成する。

他のリスクについての評価、すなわちデータ入力、リサーチの品質、モデルの完全性およびポートフォリオの構築は副投資運用会社により適切に評価される。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されない。

日本国内における申込手数料

受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料は加算されない。ただし、買戻手数料が発生する。本書の日付現在、日本の消費税は買戻手数料に対し課せられない。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻手数料

受益証券が発行された月の翌月１日から５年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に以下の料率を適用して決定される買戻手数料が請求され、管理会社に支払われる。

受益証券の購入後の経過年数	買戻手数料
２年以内	４.００％
２年超３年以内	３.００％
３年超４年以内	２.００％
４年超５年以内	１.００％
５年超	０.００％

（注１）受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月１日から計算される。

（注２）買戻手数料の金額は、最も低い買戻手数料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

日本国内における買戻手数料

受益証券が発行された月の翌月１日から５年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に以下の料率を適用して決定される買戻手数料が、販売会社により請求され、管理会社に支払われる。本書の日付現在では、日本の消費税は買戻手数料に対し課せられない。

受益証券の購入後の経過年数	買戻手数料
２年以内	４.００％
２年超３年以内	３.００％
３年超４年以内	２.００％
４年超５年以内	１.００％
５年超	０.００％

（注１）受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月１日から計算される。

（注２）買戻手数料の金額は、最も低い買戻手数料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

（３）【管理報酬等】

（ａ）管理報酬

管理会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.65パーセントの管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、月に一度後払いで支払われる。さらに、管理会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.85パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、月に一度後払いで支払われる。

さらに、管理会社は、ファンドの資産から、基本信託証書に基づき認められる自らの権限および職務の適切な遂行において管理会社が負担した費用の払戻しを受ける権利も有する。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびファンドに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

（ｂ）管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.06パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、月に一度後払いで支払われる。

（ｃ）保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、取引手数料および諸費用とともに月に一度後払いで支払われる。

（ｄ）受託報酬

受託会社は、トラストの資産から、年間20,000米ドルの報酬を受領することができる。かかる報酬は、各シリーズ・トラストの資産から当該各シリーズ・トラストの純資産総額に応じて支払われる。かかる報酬は、四半期毎後払いで支払われる。2012年１月１日以降、受託報酬は、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.01%（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）に変更される。

（ｅ）販売報酬

販売会社は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.25パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、月に一度後払いで支払われる。

（ｆ）代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、月に一度後払いで支払われる。

（４）【その他の手数料等】

ファンドは、さらに、（ａ）ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに（ｂ）（ ）法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、（ ）仲介手数料（もしあれば）および証券取引に関連し課税される発行または譲渡に対する税金、（ ）副保管会社の報酬および費用、（ ）政府および政府機関に支払うべきすべての税金および手数料、（ ）借入利息、（ ）投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷および配給にかかる費用、（ ）保険料（もしあれば）、（ ）訴訟および賠償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、および（ ）ファンドの構築に関連する、企業財務またはコンサルティング費用を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用を含め、ファンドの管理に係るすべての原価および費用を負担する。当該原価および費用が直接特定のファンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産総額に応じて当該原価および費用を負担する。

ファンドの設立および受益証券の募集に関連する経費および費用は、要求される目論見書または説明書類の作成および印刷に係る経費および費用を含め、188,164米ドルであった。かかる経費および費用は、受託会社が他の方法を適用すべきと判断しない限り、ファンドの最初の５計算期間以内に償却される。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の分配金と同じ取扱いとなる。
- （２）日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了する。この場合支払調書は提出されない。
- （３）日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、20%（所得税15%、住民税５%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- （４）受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税７%、住民税３%）の税率による源泉徴収が行われる（2014年１月１日以後は、20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることができるが（申告分離課税を選択した場合の税率は、源泉徴収税率と同一である。）、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金について、上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （４）日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）に対して、所得税のみ７%の税率による源泉徴収が行われる（2014年１月１日以後は、15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- （５）日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税７%、住民税３%）の税率による源泉徴収が行われる（2014年１月１日以後は、20%（所得税15%、住民税５%）の税率となる。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および上場株式等の配当所得（受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合または源泉徴収選択口座に受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である。申告分離課税を選択した場合、損失の翌年以降３年間の繰越も可能である。

- （６）ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（５）と同様の取扱いとなる。

（７）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを奨励する。

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課さない。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。

トラストは、ケイマン諸島の信託法第81条に従い、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の証明書をケイマン諸島総督より受領している。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課されない。

５【運用状況】

（１）【投資状況】（資産別および地域別の投資状況）

（2011年9月30日現在）

資産の種類	国名 （発行地）	時価合計 （米ドル）	投資比率 （％）
債券	米国	1,243,236,152.59	73.52
	ルクセンブルグ	90,864,833.11	5.37
	イギリス	71,059,836.44	4.20
	アイルランド	44,190,967.87	2.61
	ドイツ	37,731,759.74	2.23
	スペイン	28,975,394.47	1.71
	オランダ	25,753,010.71	1.52
	バミューダ諸島	22,479,208.90	1.33
	マーシャル諸島	19,648,500.00	1.16
	南アフリカ	15,391,556.77	0.91
	ケイマン諸島	9,034,025.00	0.53
	カナダ	5,899,375.00	0.35
	ベルギー	4,747,442.99	0.28
	スイス	3,049,161.80	0.18
	フランス	1,957,258.73	0.12
中期債券	米国	29,727,537.80	1.76
	イギリス	5,826,609.78	0.34
小計		1,659,572,631.70	98.14
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		31,414,417.68	1.86

合計（純資産総額）	1,690,987,049.38 (約129,614百万円)	100.00
-----------	-----------------------------------	--------

（注）投資比率とは、ファンドの米ドル・ベースによる純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう、以下同じ。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

（2011年9月30日現在）

順位	銘柄名	国名 (発行地)	種類	額面金額 (米ドル)	取得価額 (米ドル)	取得単価 (米ドル)	時価 (米ドル)	時価単価 (米ドル)	利率 (%)	償還期限	投資比率 (%)
1	HCA HOLDINGS INC 7.75 15MAY21 144A	米国	債券	29,855,000	30,502,262.50	1.022	28,063,700.00	0.940	7.750	2021年5月15日	1.66%
2	ODEON AND UC1 FINCO 9 01AUG18 REGS	イギリス	債券	18,605,000	30,314,662.42	1.629	25,558,465.29	1.374	9.000	2018年8月1日	1.51%
3	INTELSAT BERMUDA LTD 11.25 04FEB17	ルクセンブルグ	債券	27,700,000	29,764,112.50	1.075	25,068,500.00	0.905	11.250	2017年2月4日	1.48%
4	CALPINE CORP 7.875 15JAN23 SER144A	米国	債券	25,310,000	26,196,125.00	1.035	24,930,350.00	0.985	7.875	2023年1月15日	1.47%
5	KABLE BW 9.5 15MAR21 144A	ドイツ	債券	18,855,000	27,281,306.18	1.447	23,121,949.05	1.226	9.500	2021年3月15日	1.37%
6	ICAHN ENTERPRISE FIN 8 15JAN18	米国	債券	23,080,000	23,613,562.50	1.023	22,776,959.60	0.987	8.000	2018年1月15日	1.35%
7	GMAC INC 8 01NOV31	米国	債券	24,000,000	25,781,616.22	1.074	20,556,960.00	0.857	8.000	2031年11月1日	1.22%
8	OBRASCON HUA LAIN 8.75 15MAR18 EMTN	スペイン	債券	16,595,000	23,621,812.95	1.423	20,515,029.61	1.236	8.750	2018年3月15日	1.21%
9	GENON ENERGY INC 9.5 15OCT18	米国	債券	19,035,000	19,724,500.00	1.036	18,463,950.00	0.970	9.500	2018年10月15日	1.09%
10	AES CORP 7.375 01JUL21 144A	米国	債券	18,620,000	18,931,475.00	1.017	18,154,500.00	0.975	7.375	2021年7月1日	1.07%
11	SLM CORP 8 25MAR20 SER MTN	米国	中期債券	17,260,000	18,557,741.84	1.075	17,198,036.60	0.996	8.000	2020年3月25日	1.02%
12	CIT GROUP INC 7 02MAY17 SER144A	米国	債券	17,635,000	17,596,893.75	0.998	17,105,950.00	0.970	7.000	2017年5月2日	1.01%
13	INTL LEASE FIN 8.25 15DEC20	米国	債券	17,415,000	19,047,823.30	1.094	17,066,700.00	0.980	8.250	2020年12月15日	1.01%
14	CEQUEL COM HLDG 8.625 15NOV17 144A	米国	債券	16,886,000	17,358,991.25	1.028	16,902,886.00	1.001	8.625	2017年11月15日	1.00%
15	CODERE FIN LUX 8.25 15JUN15 REGS	ルクセンブルグ	債券	13,325,000	18,133,110.05	1.361	15,935,340.65	1.196	8.250	2015年6月15日	0.94%
16	DIGICEL GROUP 10.5 15APR18 SER144A	バミューダ諸島	債券	16,075,000	17,812,750.00	1.108	15,833,875.00	0.985	10.500	2018年4月15日	0.94%
17	LVB ACQUISITION INC BMET 10 15OCT17	米国	債券	15,173,000	15,972,700.00	1.053	15,606,189.15	1.029	10.000	2017年10月15日	0.92%
18	GRAY TELE INC 10.5 29JUN15	米国	債券	15,744,000	16,479,215.00	1.047	14,327,040.00	0.910	10.500	2015年6月29日	0.85%
19	SEVERSTAL COLOMBUS 10.25 15FEB18	米国	債券	13,880,000	14,889,043.75	1.073	14,157,600.00	1.020	10.250	2018年2月15日	0.84%
20	FERRELLGAS PARTNERS 8.625 15JUN20	米国	債券	14,204,000	15,183,783.75	1.069	13,919,920.00	0.980	8.625	2020年6月15日	0.82%
21	INTERACTIVE DATA 10.25 01AUG18 144A	米国	債券	12,930,000	14,305,562.50	1.106	13,899,750.00	1.075	10.250	2018年8月1日	0.82%
22	WIRECO WORLDGP INC 9.5 15MAY17 144A MAKE WHOLE + 50BP CALLABLE AT 104.75 15MAY13 CPN INCR 25BP 20MAY11/FAILED REGIST	米国	債券	13,595,000	14,414,887.50	1.060	13,730,950.00	1.010	9.750	2017年5月15日	0.81%
23	BRIGHAM EXPLOR 6.875 01JUN19	米国	債券	13,700,000	13,770,431.25	1.005	13,563,000.00	0.990	6.875	2019年6月1日	0.80%
24	HARRAS OPERATING CO INC 10 15DEC18	米国	債券	22,635,000	21,069,209.74	0.931	13,490,460.00	0.596	10.000	2018年12月15日	0.80%
25	ONO FIN II PLC 11.125 15JUL19 REGS	アイルランド	債券	15,085,000	21,984,410.47	1.457	13,273,724.34	0.880	11.125	2019年7月15日	0.78%
26	RITE AID CORP 10.375 15JUL16	米国	債券	12,800,000	13,538,875.00	1.058	13,256,000.00	1.036	10.375	2016年7月15日	0.78%
27	CERIDIAN CORP 11.25 15NOV15	米国	債券	16,025,000	15,633,587.50	0.976	13,220,625.00	0.825	11.250	2015年11月15日	0.78%
28	BOPARAN HLDGS 9.75 30APR18 REGS	イギリス	債券	12,175,000	17,643,245.08	1.449	13,118,839.81	1.078	9.750	2018年4月30日	0.78%
29	AMC ENTERTAINMENT 9.75 01DEC20 144A	米国	債券	14,365,000	14,916,812.50	1.038	13,072,150.00	0.910	9.750	2020年12月1日	0.77%
30	PENINSULA GAMING 10.75 15AUG17	米国	債券	13,425,000	13,974,750.00	1.041	12,955,125.00	0.965	10.750	2017年8月15日	0.77%

【投資不動産物件】

該当事項なし。（2011年9月30日現在）

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし。（2011年9月30日現在）

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度および2011年9月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下の通りである。

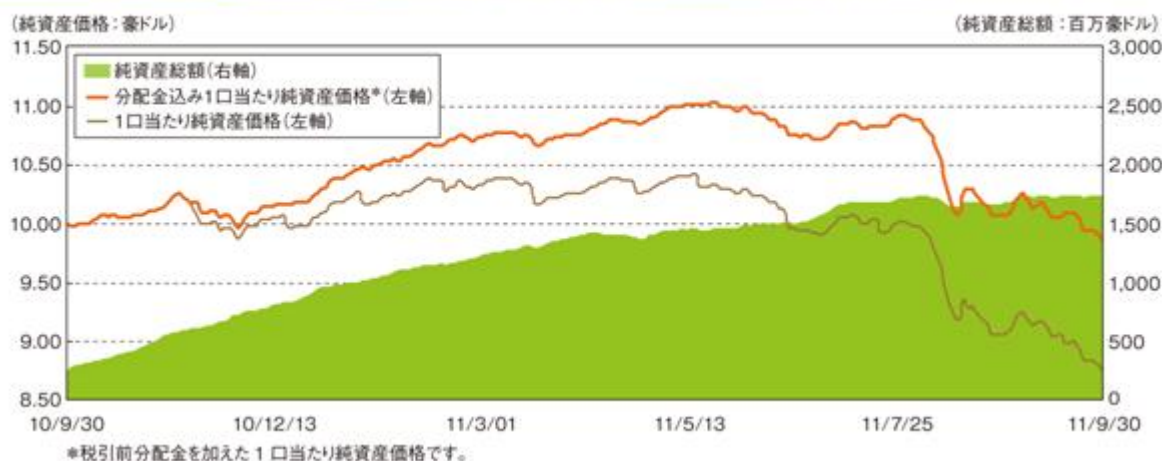
（豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券）

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	円	豪ドル	円
第1会計年度末 (2011年5月末日)	1,471,876,085.36	110,552,612,771	10.27	771
2010年10月末日	505,022,207.81	37,932,218,029	10.11	759
11月末日	708,972,448.51	53,250,920,608	9.93	746
12月末日	939,736,253.42	70,583,589,994	10.04	754
2011年1月末日	1,089,991,323.21	81,869,248,286	10.24	769
2月末日	1,214,735,420.70	91,238,777,449	10.33	776
3月末日	1,399,930,311.95	105,148,765,731	10.25	770
4月末日	1,420,990,313.75	106,730,582,466	10.32	775
5月末日	1,471,876,085.36	110,552,612,771	10.27	771
6月末日	1,608,398,140.38	120,806,784,324	9.95	747
7月末日	1,723,898,920.21	129,482,047,897	9.97	749
8月末日	1,699,806,348.81	127,672,454,859	9.15	687
9月末日	1,735,460,008.78	130,350,401,259	8.74	656

(注) ファンドの投資対象は米ドル建てで管理されているが、現在発行されている受益証券は豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券のみである。

< 参考情報 >

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移(2010年9月30日(設定日)～2011年9月30日)



ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

【分配の推移】

会計年度	1口当たり分配金（合計）	
	豪ドル	円
第1会計年度	0.70	53

現地分配基準日	現地分配日	1口当たり分配金	
		豪ドル	円
2010年11月15日	2010年11月19日	0.10	8
12月15日	12月21日	0.10	8
2011年1月18日	2011年1月24日	0.10	8
2月15日	2月22日	0.10	8

3月15日	3月22日	0.10	8
4月15日	4月21日	0.10	8
5月16日	5月20日	0.10	8
6月15日	6月21日	0.10	8
7月15日	7月22日	0.10	8
8月16日	8月22日	0.10	8
9月15日	9月22日	0.10	8

< 参考情報 >

分配金実績（税引前、1口当たり）（豪ドル）（現地分配基準日ベース）

分配月	2010年11月	2010年12月	2011年1月	2011年2月	2011年3月	2011年4月	2011年5月
1口当たり分配金 （豪ドル）	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100	0.100
分配月	2011年6月	2011年7月	2011年8月	2011年9月		設定来合計	直近12ヵ月合計
1口当たり分配金 （豪ドル）	0.100	0.100	0.100	0.100		1.100	1.100

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）
第1会計年度	9.70%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（第1会計年度の場合、当初発行価格（10.00豪ドル））

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度におけるファンド証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在のファンド証券の発行済口数は、以下の通りである。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度	160,977,440 (160,977,440)	17,678,840 (17,678,840)	143,298,600 (143,298,600)

（注１）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

（注２）第1会計年度の販売口数には、当初申込期間中の販売口数を含む。

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

（ 1 ） 海外における販売手続等

申込み

以下に記載される場合を除き、各取引日において該当する購入価格で受益証券を申込みことができる。受益証券 1 口当たりの購入価格は、取引日に該当する評価日における受益証券 1 口当たり純資産価格とする。

手続き

受益証券の申込者および受益証券の追加分の申込みを希望する受益者は、必要事項をすべて記入した買付申込書（必要に応じて申込者の身元を証明する裏付け資料を添付する。）を関連する取引日の午後 3 時（東京時間）までに販売会社へ送付しなければならない。販売会社は、当該記入済み申込書を該当する取引日の午後 5 時（東京時間）までに管理事務代行会社へ送付する。申込代金は、関連する取引日後 6 受渡営業日以内に（ただし、当該第 6 受渡営業日において決済ができない場合には、当該第 6 受渡営業日の直後の決済が可能である日までに）または管理会社が絶対的な裁量で決定するそれ以後の日までに、ファンドの口座に受領されなければならない。管理事務代行会社が関連する時間までに関連する買付申込書を受領していない場合、当該申込みは、買付申込書を受領した直後の取引日まで持ち越され、その場合、受益証券は、かかる取引日の関連する購入価格で発行される。

投資者が管理事務代行会社とその他の通貨で支払いを行う取決めをしていない限り、支払いは、豪ドル貨で行わねばならない。自由に転換可能なその他の通貨による支払いは、豪ドルに転換され、かつ、転換した収益を（転換費用を差し引いた後）申込代金の支払いに充当する。通貨の転換には、遅れが伴う場合があり、また、投資者が費用を負担する。

受益証券の端数は、発行されない。

管理会社は、その独自の裁量により受益証券の申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保し、その場合、申込みに際して支払われた金額またはその残額（場合による。）は、申込者のリスクと費用で、できる限り速やかに返金される。

一旦管理事務代行会社が受領した場合、申込みを取り消すことはできない。管理事務代行会社は、買付申込書の原本および必要な場合は申込者の身元を確認するために管理事務代行会社が請求したすべての書類を受領した後、申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を発行することができる。管理事務代行会社が確認書を交付する前に申込者から追加情報を受領する必要があると判断した場合、管理事務代行会社は、申込者に書面で通知し、必要な情報を請求する。

疑義を避けるため言及すると、管理事務代行会社の裁量により、申込者の身元を確認するために請求したすべての情報および書類を受領し、当該申込者の申込代金が全額精算された旨の通知を販売会社から受け取るまで、受益証券の申込みを処理せず、受益証券を発行しない場合がある。管理事務代行会社が取引日から 1 か月以内に上記の情報および書類を受領しなかった場合、管理事務代行会社は、申込書を申込者に返送するとともに、申込者が支払ったすべての申込代金を申込者のリスクと費用で支払銀行に返金する。上記の規定を前提として、受益証券は、取引日に発行されたとみなされる。

最低当初申込口数と最低追加申込口数

申込者 1 人当たりの最低当初申込口数は、100口とし、その後は10口以上の口数とする。受益証券について受益者 1 人当たりの最低追加申込口数は100口とし、その後は10口以上の口数とする。

不適格な申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、買付申込書の中で、特に適用ある法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負う。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被るか、もしくは負うことがないはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することはできない。

受益証券の申込者は、買付申込書の中で、特に、ファンドに投資するリスクを評価するために金融問題に関する知識、専門知識および経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および／または売買する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければならない。

受益証券の形式

すべての受益証券は、記名式受益証券である。受益証券の券面は、受益者が請求した場合の他、発行されない。発行する場合には、これを請求した受益者の経費と費用で発行される。受益証券は、1名の名義または4名を上限とする共同名義で登録することができる。受益証券が共同名義で登録されている場合、共同保有者は、保有する受益証券の全部もしくは一部の譲渡または買戻しに関して、管理事務代行会社がいずれかの共同保有者の書面の指示だけに基づいて行動することを許可する義務を負う。受益者は、管理事務代行会社の事務所で通常の営業時間中にトラストの受益者名簿のコピーを閲覧することができる。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、下記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の発行を停止することを宣言することができる。停止の期間中は、受益証券は発行されない。

マネー・ロンダリング防止規定

適用ある法域のマネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するため、ファンドの管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の手続きを取り入れ、維持することが求められる。また、申込者にその身元および資金源を確認するための証拠の提出を求めることができる。管理事務代行会社は、許可された場合、一定の条件の下で、（デュー・デリジェンス情報の取得を含む。）マネー・ロンダリング防止手続きの維持を適格者に委託することもできる。

ケイマン諸島の居住者が、その他の者が犯罪行為に従事していることまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関係していることを知りもしくは疑いを抱きまたはその認識もしくは疑いに対する合理的根拠を有する場合、このように知りまたは疑ったことに係る情報が、規制業種の事業を通じて得られたものである場合、かかる者は（ ）犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関する開示の場合にはケイマン諸島の犯罪に係る受取金に関する法律（2008年）に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、（ ）テロ行為またはテロリストの資金調達および資産への関与に関する開示の場合にはケイマン諸島のテロリズム法（2009年改訂）に基づき巡査またはそれ以上の職位の警察官にかかる認識または疑いを報告する義務を負い、当該報告は、法令その他により課せられた秘密保持または情報開示への制限に対する違反として取り扱われないものとする。

（2）日本における販売手続等

日本においては、申込期間中の営業日に、受益証券の募集が行われる。

販売会社は「外国証券取引口座約款」（以下「**口座約款**」という。）を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出する。

受益証券は、以下に定める場合を除き、取引日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格で申込みことができる。受益証券1口当たり純資産価格は、関係する取引日に該当する評価日における関係する受益証券のクラスに帰属する純資産総額を、評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の総数で除して計算する。申込みは当該取引日の午後3時（東京時間）までに販売会社に対して行い、販売会

社は、適用ある取引日の午後５時（東京時間）までに管理事務代行会社に送付する。

申込金額は、円貨または豪ドル貨で支払うものとする。円貨で支払われた場合における豪ドル貨への換算は、国内約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによるものとする。

投資者は、原則として日本における申込日に、販売会社に対して申込金額を支払う。日本の投資者と販売会社との受渡しは、国内約定日から起算して日本における６営業日目までとする。申込金額につき、精算の必要が生じた場合は、販売会社が定める方法により、精算が行われる。

受益証券の申込みには申込時点においては申込手数料が加算されない。ただし、受益証券の買戻し時に買戻手数料が発生することがある。

ファンド証券の保管を販売会社に委託した投資者の場合、販売会社から申込金額の支払いと引換えに取引報告書を受領する。

なお、日本証券業協会の協会員である販売会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

２【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

受益証券は、受益者の選択に応じて、各買戻日に買戻することができる。

受益証券の買戻しを希望する投資者は、必要事項を記入した買戻請求書を関連する買戻日の午後３時（東京時間）までに販売会社が受領するよう、販売会社に送付するものとする。販売会社は、当該記入済み買戻請求書を、午後５時（東京時間）までにまたは管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに管理事務代行会社に送付する。管理事務代行会社が関連する時間までに買戻請求書を受領していない場合、買戻請求は、次の買戻日まで持ち越され、受益証券は、次の買戻日の関連する買戻価格で買戻される。

買戻請求書を一旦提出した場合、取り消すことはできない。

買戻価格

下記「買戻しの延期」と題する項に定める規定に従い、受益証券１口当たりの買戻価格は、買戻日に該当する評価日における受益証券１口当たり純資産価格とする。受益証券１口当たりの買戻価格を計算するために、管理事務代行会社は、投資運用会社と協議した上で、受益証券１口当たり純資産価格から、買戻請求書を履行する資金をまかなうために資産を換金し、またはポジションを解消した際にファンドの勘定で負担した財務および販売費用を反映した適当な引当と管理事務代行会社が判断する金額を差し引くことができる。

買戻手数料

受益証券が発行された月の翌月１日から５年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に対する比率として計算される買戻手数料が、以下の基準に従い請求され、管理会社に支払われる。

受益証券の購入後の経過年数	買戻手数料
２年以内	４.００％
２年超３年以内	３.００％
３年超４年以内	２.００％
４年超５年以内	１.００％
５年超	０.００％

（注１）受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月１日から計算される。

（注２）買戻手数料の金額は、最も低い買戻手数料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

決済

英文目論見書に定める規定に従って、買戻代金は、原則として、関係する取引日後 6 受渡営業日以内に（ただし、当該第 6 受渡営業日において決済ができない場合には、当該第 6 受渡営業日の直前の決済が可能である日までに）支払うものとする。例外的に買戻しの決済手続は延期されることがある。かかる例外には、管理会社の絶対的な裁量によって、当該日に決済を行うことが合理性をもって実務的でないと扱われる日が含まれるが、かかる場合には、決済は合理的な実務に従い可能な限り早く行われる。支払いは、受益者がリスクと費用を負担して、買戻しを行う受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って豪ドル貨で直接送金されるものとする。

買戻しの最低口数

受益者が買戻日に買戻すことができる受益証券の最低口数は 1 口で、それ以上は受益証券 1 口の整数倍とする。

買戻しの延期

受益者の利益を保護するため、管理会社は、受託会社と協議した上で、買戻日に買戻されることができるファンドの受益証券の口数を、管理会社が決定することができる口数および方法に限定することができる。買戻されることができる受益証券の口数を限定するか否かを決定する際、管理会社は、現行純資産総額およびファンドの投資対象に関する市場流動性を含むが、これらに限られない考察事項を考慮することができる。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、管理会社の請求に応じ、下記「3 資産管理等の概要、（1）資産の評価、純資産総額の計算の停止」に定める状況下において受益証券の買戻しを停止することを宣言することができる。かかる停止の期間中は受益証券の買戻しは行われない。

強制的買戻し

受益証券が適格投資家でない者により、もしくは適格投資家でない者の利益のために保有されており、またはかかる者が保有することによってトラストが登録義務を負い、いずれかの法域の租税が賦課され、もしくはいずれかの法域の法律に違反することになると管理会社が判断した場合、または受託会社に受益証券の申込みもしくは購入の代金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由がある場合、管理会社は、かかる受益証券の保有者に対して10日以内にかかる受益証券を売却（下記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要、（二）受益証券の譲渡制限の内容」に定める規定に従うものとする。）し、売却した証拠を管理会社に提出するように命令することができ、上記が満たされない場合、管理会社は、かかる受益証券を買戻すことができる。上記の強制的買戻しに関して支払うべき価格は、かかる強制的買戻しの日に該当する評価日またはその直前の評価日に算定した受益証券 1 口当たり純資産価格に、関係する買戻しの資金をまかなうために換金されるファンドの投資対象の発表価格とその後の実際の換金価格との差額の調整分を加算または控除した金額に相当する受益証券 1 口当たり価格とする。

（2）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができる。買戻し請求は、販売会社に対して行われる。

買戻し請求は、買戻日の午後 3 時（東京時間）までに販売会社に対して行い、販売会社は午後 5 時（東京時間）までにまたは管理事務代行会社が特定の場合に決定するその他の時間までに管理事務代行会社へ送付する。買戻代金の支払いは、円貨または豪ドル貨により、販売会社によって口座約款に従って受益者に対してなされる。買戻代金が円貨で支払われる場合における豪ドル貨からの換算は、買戻約定日（買戻注文の成

立を販売会社が確認した日、通常、買戻申込日の日本における翌営業日となる。）における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社が決定するレートによるものとする。

受益証券の買戻しは1口以上1口単位とする。

受益証券1口当たりの買戻価格は、買戻日に該当する評価日における受益証券1口当たり純資産価格とする。

受益証券が発行された月の翌月1日から5年以内に買戻される受益証券について、当該受益証券の申込時に支払われた購入価格に以下の料率を適用して決定される買戻手数料が、販売会社により請求され、管理会社に支払われる。本書の日付現在、買戻手数料に対して日本の消費税は課せられない。

受益証券の購入後の経過年数	買戻手数料
2年以内	4.00%
2年超3年以内	3.00%
3年超4年以内	2.00%
4年超5年以内	1.00%
5年超	0.00%

（注1）受益証券の購入後の経過年数は、当該受益証券が発行された月の翌月1日から計算される。

（注2）買戻手数料の金額は、最も低い買戻手数料率により計算される。すなわち、投資者は、当該手数料の課せられない受益証券を最初に買戻し、その次に長く保有する受益証券を次に買戻すものとみなされる。

販売会社は、買戻しにかかる国内約定日（販売会社が買戻注文の成立を確認した日、通常、買戻申込日の日本における翌営業日。）から起算して日本における6営業日目（買戻注文の申込日から起算して日本における7営業日目）から、買戻代金を支払う。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

純資産総額の計算

管理事務代行会社は評価日毎に、信託証書に従って純資産総額を計算する。

上記に関連して、ファンドの評価時点は午後3時（ルクセンブルグ時間）とする。純資産総額は、ファンドの総資産額を算定し、そこからファンドの総負債を差し引いて計算する。純資産総額は受託会社と管理会社が決定した合理的な配分方法に基づいて、特定の受益証券のクラスだけに帰属する資産と負債の適当な引当を行った後、受益証券の各クラスの間で配分する。各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、各クラスに帰属する純資産総額の部分を各クラスの発行済み受益証券の総数で除して計算する。

ファンドの1口当たり純資産価格は、信託証書に規定される原則に従い、各評価日に該当するファンドにつきファンドの表示通貨により計算される。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算される。

（a）下記（b）が適用される投資信託の持分を除き、かつ、下記（c）および（f）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。

（b）下記（c）および（f）の規定に従い、投資信託の各持分の価格は、ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資信託の受益証券もしくは株式の直前に発表された1口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該投資信託のために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。

- (c) 純資産総額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記(a)または(b)に規定されるとおり
に利用できなかった場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定さ
れるものとする。
- (d) 上記(b)が適用される投資信託の持分を除き、市場において上場または通常取引されていない
投資対象の価格は、当該投資対象の取得におけるファンドの支出金額（各場合において、印紙代、
手数料その他の取得費用の金額を含む）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会
社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専
門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるもの
とする。
- (e) 手持ち現金または預金および売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価はその全額
とみなして行われる。ただし全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその真正
な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合につい
てはこの限りではない。
- (f) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評
価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、
受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- (g) ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わな
い）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該
状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない）により、当該ファンドの表
示通貨に換算されるものとする。

純資産総額の計算の停止

管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間の全部または一部において、ファンドの純資
産総額の決定ならびにファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ/または、ファンドの受益
証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができる。

- (a) ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品
取引所、先物取引所または店頭市場が閉鎖されており（通例の週末および休日の閉所を除く）、ま
たはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間、
- (b) ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分がファンドの
受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると管理事務代行会社が判断する状況が存在する期
間、
- (c) 投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段に故障が発生した場合か、または
その他の何らかの理由からファンドの投資対象またはその他の資産の価値が合理的にもしくは公
正に確認され得ないと管理事務代行会社が判断した場合、または
- (d) ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移転
を、通常の価格または為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間。

ファンドのすべての受益者は、かかる停止につき停止から30日以内に書面にて通知を受け、かかる停止
の終了後速やかに通知される。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書（もしあれば）は受益者の責任において保管
される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書（もしあれば）は、販売会社の保管者名義で保管され、日本
の受益者に対しては、販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、原則として、基本信託証書の締結日（2003年10月14日）から150年間存続するが、後記「（５）その他 ファンドの終了」に規定する事由が発生した場合には、それ以前に終了することがある。

（４）【計算期間】

ファンドの決算期は毎年５月31日である。

（５）【その他】

発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

ファンドの終了

ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合には、信託期間の満了前に終了することがある。

- （a）ファンドを継続すること、またはファンドを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合。
- （b）ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合。
- （c）受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、受託会社の代わりに受託者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合。
- （d）管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、または管理会社が強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、管理会社の代わりに管理者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合。
- （e）適用法により要求される場合。
- （f）純資産総額が10,000,000米ドルを下回った場合。
- （g）受託会社および管理会社が、その絶対的な裁量によりファンドの終了を決定した場合。

ファンドが終了した場合、受託会社は、当該ファンドの全受益者に対しかかる終了を通知するものとする。

信託証書の変更等

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができる。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有する。ただし、（ ）かかる修正、変更、改訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せずかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）に対する責任を解除することとならないことを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂または追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ ）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとする。さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラストもしくはファンドを本書の日付以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されている。

関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行契約および同契約に基づく管理事務代行会社の任命は、管理会社または管理事務代行会社が相手方当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了できる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

投資運用契約

投資運用契約は、管理会社が投資運用会社に対して少なくとも30日前の書面による通知をすることにより、または、投資運用会社が管理会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をすることにより、終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

副投資運用契約

副投資運用契約は、投資運用会社が副投資運用会社に対して少なくとも30日前の書面による通知をすることにより、または、副投資運用会社が投資運用会社に対して少なくとも90日前の書面による通知をすることにより、終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

保管契約

保管契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができる。

受益証券販売・買戻契約において、管理会社に故意または重過失ある場合を除き、受益証券販売・買戻契約に関連してもしくは付随して生じる受益証券販売・買戻契約に基づく管理会社の（契約上またはその他の）責任は、管理会社がファンドに関連して受益証券販売・買戻契約に基づいて、販売会社に対して負う義務の補償のために、ファンドの資産から支払いを受け、払戻しを受け、または補償を受けることができる正味額に限定されるものとし、その結果、管理会社が販売会社に対する義務の補償のためにファンドの資産から受け取ることができる正味額が零となり、またはファンドの資産が存在しなくなった場合、ファンドに関連して受益証券販売・買戻契約に基づいて負う管理会社の販売会社に対するすべての責任は消滅するものとする。とされている。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければならない。従って、販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、ファンドに関する受益権を行使することはできない。日本の投資者は、販売会社との間の口座契約に基づき、販売会社をして、自らのために受益権を行使させることが出来る。受益証券の保管を販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができる。

投資者の有する主な権利は次のとおりである。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有する。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができる。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドの終了日におけるファンドの登録名義人は、ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金およびファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされるファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有している。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（ ）議決権

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の50%以上にあたる1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

（ 2 ）【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（ 3 ）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健
同 廣 本 文 晴

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号
確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

ファンドの第一会計年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第129条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、米ドルで表示されている。なお、豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券の情報に関しては、豪ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円換算が併記されている。円換算による金額は、平成23年9月30日現在における株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝76.65円および1豪ドル＝75.11円）を使用して換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（1）【貸借対照表】

メロン・オフショア・ファンズ -
グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド
純資産計算書
2011年5月31日現在
（米ドルで表示）

		グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド	
	注記	米ドル	千円
資産			
投資有価証券			
取得原価		1,479,124,944.60	113,374,927
時価評価額	2.2	1,518,895,962.95	116,423,376
未収受益証券発行手取金		39,902,371.42	3,058,517
現金預金		36,747,454.00	2,816,692
債券にかかる未収利息	2.6	32,268,244.48	2,473,361
未収投資有価証券			
売却代金		203,058.18	15,564
為替先渡予約にかかる			
未実現評価益	2.5,10	186,332.44	14,282
設立費	2.4	163,041.54	12,497
資産合計		1,628,366,465.01	124,814,290
負債			
未払投資有価証券購入代金		22,436,714.86	1,719,774
未払買戻支払額		14,353,115.89	1,100,166
為替先渡予約にかかる			
未実現評価損	2.5,10	13,974,392.77	1,071,137
未払販売管理報酬	3	1,095,523.69	83,972
未払管理報酬	3	838,087.62	64,239
未払販売報酬	6	322,221.14	24,698
未払代行協会員報酬	7	128,863.25	9,877

未払管理事務代行報酬	4	77,336.72	5,928
未払印刷および公告費		64,201.08	4,921
未払保管報酬	5	51,530.22	3,950
未払弁護士報酬		23,903.61	1,832
未払専門家費用		13,854.88	1,062
未払設立費	2.4	3,661.81	281
未払受託報酬	8	2,040.66	156
負債合計		53,385,448.20	4,091,995
純資産総額		1,574,981,016.81	120,722,295
純資産額			
豪ドルヘッジ・			
豪ドル建て受益証券		1,471,876,085.36豪ドル	110,552,612,771円
発行済受益証券口数			
豪ドルヘッジ・			
豪ドル建て受益証券		143,298,600 口	
1口当たり純資産価格			
豪ドルヘッジ・			
豪ドル建て受益証券		10.27豪ドル	771円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

（２）【損益計算書】

メロン・オフショア・ファンズ - グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 運用計算書および純資産変動計算書

2010年8月26日（設立日）から2011年5月31日までの期間

（米ドルで表示）

	注記	グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド 米ドル	千円
収益			
債券にかかる利息	2.6	55,425,147.80	4,248,338
その他の収益		335,721.50	25,733
預金利息	2.6	12,063.49	925
収益合計		55,772,932.79	4,274,995
費用			
販売管理報酬	3	5,818,633.62	445,998
管理報酬	3	4,451,290.88	341,191
販売報酬	6	1,711,403.58	131,179
代行協会員報酬	7	684,426.96	52,461
管理事務代行報酬	4	410,756.71	31,485
保管報酬	5	273,689.47	20,978
印刷および公告費		82,304.15	6,309
保護預り費用		50,504.12	3,871
専門家費用		34,165.15	2,619
取引手数料		27,123.63	2,079
設立費	2.4	25,122.46	1,926
弁護士報酬		24,936.78	1,911
受託報酬	8	2,574.19	197
その他の費用		1,387.29	106
費用合計		13,598,318.99	1,042,311
投資純利益		42,174,613.80	3,232,684
以下にかかる実現純損益：			
投資有価証券		13,932,687.29	1,067,940
金利スワップ契約		(2,046,815.97)	(156,888)
為替先渡予約		126,580,651.13	9,702,407
外国為替		5,576,332.82	427,426

		有価証券報告書（外国投資信託受益証券）
当期実現純利益	186,217,469.07	14,273,569
以下にかかる未実現評価損益の純変動：		
投資有価証券	39,771,018.35	3,048,449
為替先渡予約	(13,788,060.33)	(1,056,855)
運用による純資産の純増加	212,200,427.09	16,265,163
資本の変動		
受益証券発行手取額	1,631,527,950.37	125,056,617
受益証券買戻支払額	(191,957,338.03)	(14,713,530)
資本の変動、純額	1,439,570,612.34	110,343,087
支払分配金	11 (76,790,022.62)	(5,885,955)
期首現在純資産額	0.00	0
期末現在純資産額	1,574,981,016.81	120,722,295

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

統計情報（未監査）

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券

期末現在発行済受益証券口数

発行口数	160,977,440 □
買戻口数	(17,678,840) □
2011年 5 月31日	143,298,600 □

	豪ドル	千円
期末現在純資産額		
2011年 5 月31日	1,471,876,085.36	110,552,613
	豪ドル	円

期末現在 1 □当たり純資産価格

2011年 5 月31日	10.27	771
--------------	-------	-----

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2011年 5 月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

注記 1 . 活動および目的

メロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）は、受託会社および管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ型ユニット・トラストである。

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）の間で締結された基本信託証書および2010年8月26日付補足信託証書に基づき設定されたトラストの別個のシリーズ・トラストである。

本財務書類は、シリーズ・トラストについてのみ言及している。

受益証券クラス

豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券が発行されている。

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、世界のハイ・イールド債券（上場または店頭取引される派生商品を含む。）から成る分散されたポートフォリオに投資することを通じ、安定した収益の確保と長期的な資産の成長を追求することである。債務不履行のリスクを可能な限り回避するため、債券の信用力は、投資時において調査され、ファンドのポートフォリオに保有されている間、管理される。

シリーズ・トラストのポートフォリオの目標は、長期的なトータル・リターンを提供を狙いつつ、毎月の分配金を安定的に支払うため十分な収益を確保することである。

投資運用会社および／または委託先が投資し得る世界のハイ・イールド債券には、現物社債、ゼロクーポン債、P I K債（同種の追加債券の形態で利息を支払う債券）、ユーロ債、ヤンキー債およびこれらの派生商品を含むことがあるが、これらに限定されないものとする。投資運用会社および／または委託先はまた、現金および短期金融商品（預金（カストディアン・スウィープ・アカウントを含む。）、コマーシャル・ペーパー、預金証書、米国財務省短期・中期証券およびその他の現金相当金融商品を含むがこれらに限られない。）に投資することができる。

投資運用会社は、シリーズ・トラストのポートフォリオの投資および再投資の運用に関する業務を副投資運用会社に委託している。

投資運用会社は随時、その裁量にて別のまたは追加の投資顧問会社または投資運用会社を任命することができる。

注記2．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグで一般的に認められている会計原則に従い作成されている。

2.2 有価証券への投資の評価

- (a) 下記 (b) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、かつ、下記 (c) の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- (b) 下記 (c) および (e) の規定に従い、集団的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集団的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された 1 口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集団的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (c) 純資産価額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記 (a) または (b) に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (d) 上記 (b) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- (e) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

米ドル以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨で表示される取引は、取引日現在の実勢為替レートにより米ドルに換算される。当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

2.4 設立費

設立費は、定額法で 5 年にわたり償却される。

2.5 為替先渡予約

為替先渡予約は、満期日までの残存期間に関する純資産計算書の日付現在適用される先渡レートで評価される。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで発生する。

注記３．管理報酬および販売管理報酬

管理会社はシリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.65パーセントの管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、月に一度後払いで支払われる。

さらに、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.85パーセントの販売管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、月に一度後払いで支払われる。

管理会社は、自らの報酬から投資運用会社の報酬を支払う。投資運用会社は、副投資運用会社、およびシリーズ・トラストに関して投資運用会社の職務を遂行するよう投資運用会社により任命された委託先またはその他の者の報酬を支払う責任を負う。

注記４．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.06パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、月に一度後払いで支払われる。

注記５．保管報酬

保管会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.04パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、取引手数料および諸費用とともに月に一度後払いで支払われる。

注記６．販売報酬

販売会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.25パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、月に一度後払いで支払われる。

注記７．代行協会員報酬

代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、純資産総額に対して年率0.10パーセントの報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、評価日ごとに発生し、評価日時点で計算され、月に一度後払いで支払われる。

注記８．受託報酬

受託会社は、トラストに対して年間20,000米ドルの報酬を受領することができる。かかる報酬は、四半期毎後払いで支払われる。かかる報酬は、存続するシリーズ・トラストの本数に按分して、シリーズ・トラストの資産から支払われる。

注記9．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われる税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々において稼得される特定の所得に対する源泉税またはその他の税金を課されることがある。購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記10．為替先渡予約

2011年5月31日現在、以下の為替先渡予約が未決済であった：

10.1 - ポートフォリオ管理における為替先渡予約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					米ドル
英ポンド	18,230,000.00	米ドル	29,423,220.00	2011年6月30日	(663,697.18)
英ポンド	1,980,000.00	米ドル	3,198,967.20	2011年6月30日	(68,838.39)
英ポンド	2,020,000.00	米ドル	3,268,622.60	2011年6月30日	(65,199.27)
米ドル	3,267,280.00	英ポンド	2,000,000.00	2011年6月30日	33,533.73
ユーロ	91,730,000.00	米ドル	130,427,676.45	2011年6月30日	(1,661,896.20)
ユーロ	77,190,000.00	米ドル	109,764,180.00	2011年6月30日	(1,388,050.60)
ユーロ	85,170,000.00	米ドル	121,086,189.00	2011年6月30日	(1,557,100.03)
ポートフォリオ管理における為替先渡予約合計					(5,371,247.94)

10.2 - 豪ドルから米ドルへの換金および豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡予約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 / (評価損)
					米ドル
豪ドル	10,934,905.00	米ドル	11,680,315.60	2011年6月6日	(11,952.59)
米ドル	4,011,570.29	豪ドル	3,770,000.00	2011年8月17日	(18,322.17)
米ドル	7,804,915.60	豪ドル	7,340,000.00	2011年8月17日	(30,207.68)
米ドル	1,525,443,209.03	豪ドル	1,432,159,500.00	2011年8月17日	(8,490,934.73)

米ドル	1,564,538.92	豪ドル	1,460,000.00	2011年8月17日	(18,193.93)
米ドル	2,277,158.40	豪ドル	2,160,000.00	2011年8月17日	10,966.66
米ドル	1,839,801.92	豪ドル	1,760,000.00	2011年8月17日	24,755.71
米ドル	1,723,128.00	豪ドル	1,650,000.00	2011年8月17日	24,911.95
米ドル	2,998,188.55	豪ドル	2,870,000.00	2011年8月17日	42,331.46
米ドル	2,893,741.32	豪ドル	2,760,000.00	2011年8月17日	30,136.52
米ドル	6,342,120.00	豪ドル	6,000,000.00	2011年8月17日	13,613.12
米ドル	9,718,039.80	豪ドル	9,180,000.00	2011年8月17日	6,083.29
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための 為替先渡予約合計					(8,416,812.39)
為替先渡予約合計					(13,788,060.33)

注記11．支払分配金

受益証券 1口当たり支払分配金	現地分配基準日	分配落ち日	現地分配日
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券			
0.10 豪ドル	2010年11月15日	2010年11月16日	2010年11月19日
0.10 豪ドル	2010年12月15日	2010年12月16日	2010年12月21日
0.10 豪ドル	2011年1月18日	2011年1月19日	2011年1月24日
0.10 豪ドル	2011年2月15日	2011年2月16日	2011年2月22日
0.10 豪ドル	2011年3月15日	2011年3月16日	2011年3月22日
0.10 豪ドル	2011年4月15日	2011年4月18日	2011年4月21日
0.10 豪ドル	2011年5月16日	2011年5月17日	2011年5月20日

注記12．為替レート

期末現在、使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート
豪ドル	1.0701
ユーロ	1.4412

注記13．担保残高

2011年5月31日現在、為替先渡予約に関し、シリーズ・トラストは以下の担保を受領している。

数量	銘柄	通貨	実勢評価額
			米ドル
160,000	US T-NOTES 2 15JAN17	米ドル	182,449.92
55,000	US T-NOTE 0.875 29FEB12	米ドル	55,289.85
370,000	US T-NOTE 1.50 31DEC13	米ドル	378,093.75
担保合計			615,833.52

注記14．後発事象

受益証券 1口当たり支払分配金	現地分配基準日	分配落ち日	現地分配日
豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券			
0.10 豪ドル	2011年 6 月15日	2011年 6 月16日	2011年 6 月21日
0.10 豪ドル	2011年 7 月15日	2011年 7 月19日	2011年 7 月22日

（ 3 ）【投資有価証券明細表等】

投資有価証券明細表

2011年 5 月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率＊
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
A.債券			米ドル	米ドル	%
12,125,000	ACCELENT INC 10 01NOV17 144A	米ドル	11,917,050.00	11,943,125.00	0.76
6,395,000	AEP INDUSTRIE INC 8.25 15APR19 144A	米ドル	6,436,837.50	6,530,893.75	0.41
3,975,000	AFFINITY GROUP INC 11.5 1DEC16 144A	米ドル	3,891,604.50	4,213,500.00	0.27
4,425,000	ALERE INC 9 15MAY16	米ドル	4,634,192.50	4,701,562.50	0.30
6,625,000	ALLBRITTON COMM 8 15MAY18	米ドル	6,838,437.50	6,943,198.75	0.44
14,365,000	AMC ENTERTAINMENT 9.75 01DEC20 144A	米ドル	14,916,812.50	15,155,075.00	0.96
4,600,000	AMERICAN AXLE MFG 7.875 01MAR17	米ドル	4,604,000.00	4,714,862.00	0.30
6,650,000	AMERICAN ROCK SALT 8.25 1MAY18 144A	米ドル	6,744,093.75	6,733,125.00	0.43
6,850,000	ANTERO RES FIN 9.375 01DEC17	米ドル	7,299,437.50	7,466,500.00	0.47
5,250,000	AQUILEX HOLDINGS 11.125 15DEC16	米ドル	5,442,812.50	5,171,250.00	0.33
7,435,000	ARAMARK HLDGS 8.625 01MAY16 144A	米ドル	7,597,587.50	7,610,317.30	0.48
6,275,000	ARDAGH PACK FIN 9.25 15OCT20 REGS	ユーロ	8,900,144.49	9,623,342.68	0.61
4,145,000	ASSOC MATERIALS 9.125 1NOV17 144A	米ドル	4,338,472.81	4,269,350.00	0.27
6,175,000	BAKKAVOR FIN 2PLC 8.25 15FEB18 REGS	英ポンド	9,674,622.37	9,370,689.86	0.59
11,375,000	BEVERAGE PACKING 9.5 15JUN17 REGS	ユーロ	16,047,979.20	16,575,543.31	1.05
4,100,000	BIOMET INC 11.625 15OCT17	米ドル	4,595,320.42	4,612,500.00	0.29
3,620,000	BODY GAMING CORP 7.125 01FEB16	米ドル	3,265,174.91	3,420,031.20	0.22
6,650,000	BOPARAN HLDGS 9.75 30APR18 REGS	ユーロ	9,792,402.64	9,653,708.08	0.61
5,000,000	BOYD GAMING CORP 9.125 01DEC18 144A	米ドル	4,998,750.00	5,197,500.00	0.33
5,935,000	BRICKMAN GP HLDG 9.125 01NOV18 144A	米ドル	6,142,212.50	6,172,400.00	0.39
11,160,000	BRIGHAM EXPLOR 6.875 01JUN19 144A	米ドル	11,214,318.75	11,201,850.00	0.71
8,895,000	BUILDING MAT CORP 6.75 1MAY21 144A	米ドル	8,921,579.80	8,917,237.50	0.57
2,534,125	BWAY PARENT CO 10.125 01NOV15 144A	米ドル	2,462,125.00	2,635,490.00	0.17
25,310,000	CALPINE CORP 7.875 15JAN23 SER144A	米ドル	26,196,125.00	26,448,950.00	1.68
1,480,000	CARDTRONICS INC 8.25 01SEP18	米ドル	1,568,200.00	1,613,200.00	0.10
7,725,000	CASELLA WASTE SYS 7.75 15FEB19 144A	米ドル	7,920,481.25	7,821,562.50	0.50
5,460,000	CDRT MERGER SUB 8.125 01JUN19 144A	米ドル	5,460,000.00	5,507,775.00	0.35
4,160,000	CDW ESCROW CORP 8.5 01APR19 144A	米ドル	4,181,300.00	4,212,000.00	0.27
9,135,000	CDW ESCROW CORP 8.5 1APR19 144A	米ドル	9,135,000.00	9,249,187.50	0.59
6,600,000	CEMEX FINANCE 9.625 14DEC17 REGS	ユーロ	9,490,959.88	9,940,852.30	0.63
8,965,000	CEMEX SAB 9 11JAN18 SER 144A	米ドル	9,229,406.25	9,322,972.45	0.59
2,325,000	CENGAGE LEARN ACQ 10.5 15JAN15 144A	米ドル	2,358,697.50	2,197,125.00	0.14
5,925,000	CENT EURO MEDIA 11.625 15SEP16 REGS	ユーロ	8,243,985.50	9,377,926.98	0.60
12,750,000	CENVEO CORP 8.875 01FEB18	米ドル	12,826,500.00	12,877,627.50	0.82
4,601,000	CEQUEL COM HLDG 8.625 15NOV17 144A	米ドル	4,859,003.75	4,890,863.00	0.31

16,025,000	CERIDIAN CORP 11.25 15NOV15	米ドル	15,633,587.50	16,585,875.00	1.05
10,755,000	CERIDIAN CORP 12.25 15NOV15	米ドル	10,682,706.25	11,238,975.00	0.71
13,370,000	CHINOS ACQ CORP 8.125 01MAR19 144A	米ドル	13,209,556.25	12,813,005.80	0.81
8,260,000	CHRYSLER GP 8.25 15JUN21 144A	米ドル	8,225,900.00	8,224,234.20	0.52
13,790,000	CINCINNATI BELL INC 8.375 15OCT20	米ドル	13,701,012.50	14,005,124.00	0.89

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

投資有価証券明細表（続き）

2011年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率＊
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A．債券（続き）			米ドル	米ドル	%
11,975,000	CIRSA FUND LUX 8.75 15MAY18 REGS	ユーロ	16,987,249.28	17,980,534.38	1.14
10,290,000	CLEAR CHANNEL COMM 10.75 01AUG16	米ドル	8,287,776.06	9,827,052.90	0.62
15,443,000	CLEAR CHANNEL COMM 5.5 15SEP14	米ドル	13,276,318.20	14,022,244.00	0.89
10,235,000	CLEAR CHANNEL COMM 9 01MAR21 144A	米ドル	10,288,300.00	10,235,000.00	0.65
10,040,000	COMMScope INC 8.25 15JAN19 SER144A	米ドル	10,446,712.50	10,542,000.00	0.67
600,000	CONSOL ENERGY INC 8.25 01APR20	米ドル	657,750.00	658,896.00	0.04
8,400,000	CONVATEC HEALTH 10.875 15DEC18 REGS	ユーロ	12,165,177.67	12,836,121.00	0.82
8,405,000	CPI INTL ACQ INC 8 15FEB18 144A	米ドル	8,489,100.00	8,447,025.00	0.54
3,750,000	CUMULUS MEDIA INC 7.75 01MAY19 144A	米ドル	3,750,000.00	3,750,000.00	0.24
4,375,000	DEAN FOODS CO 7 01JUN16	米ドル	4,274,572.50	4,358,812.50	0.28
1,000,000	DEAN FOODS CO 9.75 15DEC18 144A	米ドル	1,025,000.00	1,080,000.00	0.07
16,075,000	DIGICEL GROUP 10.5 15APR18 SER144A	米ドル	17,812,750.00	18,325,500.00	1.16
11,410,000	DISH DBS CORP 6.75 01JUN21 144A	米ドル	11,407,003.55	11,509,837.50	0.73
12,860,000	DJO FIN LLC CORP 9.75 15OCT17 144A	米ドル	13,344,312.50	13,406,550.00	0.85
7,500,000	DYNACORP INTL 10.375 1JUL17 SER 144A	米ドル	7,743,125.00	7,950,000.00	0.50
11,575,000	EAGLE PARENT INC 8.625 01MAY19 144A	米ドル	11,706,750.00	11,679,175.00	0.74
3,800,000	EDCON HLDG FRN 15JUN15 SER 144A	ユーロ	4,710,716.96	4,787,992.33	0.30
6,635,000	EDCON PROP LTD 9.5 01MAR18 144A	ユーロ	9,241,300.04	9,402,797.78	0.60
5,385,000	EDCON PROP LTD FRN 15JUN14 REGS	ユーロ	7,076,054.91	6,844,302.48	0.43
2,310,000	EH HOLDING CORP 7.625 15JUN21 144A	米ドル	2,310,000.00	2,361,975.00	0.15
3,850,000	ENTRAVISION COMM 8.75 01AUG17	米ドル	4,040,000.00	4,090,625.00	0.26
3,159,000	FERRELLGAS PARTNERS 8.625 15JUN20	米ドル	3,448,196.25	3,482,797.50	0.22
1,846,000	FIRST DATA CORP 12.625 15JAN21 144A	米ドル	1,558,213.87	1,993,698.46	0.13
1,845,000	FIRST DATA CORP 8.25 15JAN21 144A	米ドル	1,557,291.84	1,830,516.75	0.12
12,266,000	FIRST DATA CORP 9.875 24SEP15	米ドル	12,451,924.64	12,618,647.50	0.80
10,085,000	FORD MOTOR CO 7.45 16JUL31	米ドル	11,097,125.00	11,380,619.95	0.72
19,035,000	GENON ENERGY INC 9.5 15OCT18	米ドル	19,724,500.00	19,939,162.50	1.27
13,620,000	GMAC INC 8 01NOV31	米ドル	14,987,661.03	15,030,759.60	0.95
9,525,000	GOODYEAR TIRE RUBBER 8.25 15AUG20	米ドル	10,092,093.75	10,362,342.75	0.66
15,744,000	GRAY TELE INC 10.5 29JUN15	米ドル	16,479,215.00	16,728,000.00	1.06
6,530,000	GRIFFON CORP 7.125 01APR18 SER 144A	米ドル	6,687,593.75	6,660,600.00	0.42
6,725,000	HAPAG LLOYD AG 9.75 15OCT17 144A	米ドル	7,129,454.98	7,111,687.50	0.45
5,665,000	HARRAHS OPERATING CO 11.25 01JUN17	米ドル	6,273,885.61	6,370,915.65	0.40
27,960,000	HARRAS OPERATING CO INC 10 15DEC18	米ドル	26,025,849.53	25,835,040.00	1.64
1,725,000	HEADWATERS INC 7.625 01APR19 144A	米ドル	1,725,000.00	1,668,937.50	0.11
6,500,000	HEXION US FIN NOV SC 9 15NOV20 WI	米ドル	6,760,000.00	6,955,000.00	0.44
6,225,000	HEXION US FIN NOVA SC 8.875 01FEB18	米ドル	6,255,121.25	6,659,505.00	0.42
5,730,000	HILLMAN GP INC 10.875 01JUN18	米ドル	6,284,962.50	6,331,650.00	0.40
1,910,000	HILLMAN GP INC 10.875 01JUN18 144A	米ドル	2,086,675.00	2,110,550.00	0.13
5,485,000	HUB INTL HLDGS 10.25 15JUN15 S144A	米ドル	5,644,843.75	5,683,831.25	0.36

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

投資有価証券明細表（続き）

2011年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A．債券（続き）			米ドル	米ドル	%
6,775,000	HUB INTL HLDGS 9 15DEC14 144A	米ドル	6,918,968.75	7,054,468.75	0.45
3,500,000	IASIS HEALTHCARE 8.375 15MAY19 144A	米ドル	3,531,218.75	3,517,500.00	0.22
17,080,000	ICAHN ENTERPRISE FIN 8 15JAN18	米ドル	17,433,562.50	17,521,859.60	1.11
2,175,000	INAER AVIATION FIN 9.5 01AUG17 144A	ユーロ	3,128,356.37	3,189,356.38	0.20
6,000,000	INAER AVIATION FIN 9.5 01AUG17 REGS	ユーロ	8,550,081.99	8,782,746.54	0.56
8,095,000	INEOS GROUP HLDG 7.875 15FEB16 REGS	ユーロ	10,484,579.58	11,626,799.42	0.74
2,750,000	INEOS GRP HLDG 8.5 15FEB16 144A	米ドル	2,799,218.75	2,829,557.50	0.18
6,000,000	INERGY LP/FINANCE 7 01OCT18 144A	米ドル	6,277,500.00	6,240,000.00	0.40
2,875,000	INSIGHT COMMUNIC 9.375 15JUL18 144A	米ドル	3,123,450.00	3,205,625.00	0.20
20,050,000	INTELSAT BERMUDA LTD 11.25 04FEB17	米ドル	21,733,675.00	21,676,456.00	1.38
12,930,000	INTERACTIVE DATA 10.25 01AUG18 144A	米ドル	14,305,562.50	14,378,160.00	0.91
9,150,000	INTESA SANPAOLO SPA 9.5 01JUN49	ユーロ	12,395,467.61	13,659,792.62	0.87
26,845,000	INTL LEASE FIN 8.25 15DEC20	米ドル	29,361,976.25	30,304,246.70	1.92
1,000,000	IPAYMENT INC 9.75 15MAY14	米ドル	922,500.00	1,025,000.00	0.07
7,860,000	JMC STEEL GROUP 8.25 15MAR18 144A	米ドル	7,993,287.50	8,115,450.00	0.52
18,855,000	KABLE BW 9.5 15MAR21 144A	ユーロ	27,281,306.18	29,390,203.06	1.87
5,065,000	KERLING PLC 10.625 01FEB17 SER REGS	ユーロ	7,448,297.28	7,931,996.28	0.50
2,525,000	KRATOS DEFENSE+SEC 10 01JUN17	米ドル	2,765,500.00	2,777,500.00	0.18
1,855,000	KRATOS DEFENSE+SEC 10 01JUN17 144A	米ドル	1,984,850.00	2,040,500.00	0.13
1,875,000	LABCO SAS 8.50 15JAN18 SERIES REGS	ユーロ	2,515,218.75	2,758,659.51	0.18
4,245,000	LBI MEDIA INC 9.25 15APR19 144A	米ドル	4,220,783.60	4,298,062.50	0.27
275,000	LEAR CORP 8.125 15MAR20	米ドル	306,625.00	303,938.25	0.02
7,425,000	MANITOWOC COMP INC 8.5 01NOV20	米ドル	7,712,043.50	8,066,668.50	0.51
5,850,000	MC JUNKIN RD MN CO 9.5 15DEC16 144A	米ドル	5,502,750.00	6,113,250.00	0.39
2,885,000	MEDIA GENERAL 11.75 15FEB17	米ドル	3,089,579.47	2,885,000.00	0.18
10,200,000	MGM RESORTS INTL 10 01NOV16 144A	米ドル	10,803,312.50	11,069,652.00	0.70
11,575,000	MGM RESORTS INTL 11.375 01MAR18	米ドル	11,929,136.09	13,305,809.75	0.84
9,711,000	MICHAEL FOODS INC 9.75 15JUL18 144A	米ドル	10,741,581.25	10,694,238.75	0.68
4,445,000	MOBILE MINI INC 7.875 01DEC20 144A	米ドル	4,645,937.65	4,700,587.50	0.30
2,140,000	MOMENTIVE PERF 9 15JAN21 SER 144A	米ドル	2,190,625.00	2,279,100.00	0.14
5,950,000	MOMENTIVE PERF 9.5 15JAN21 SER REGS	ユーロ	8,319,428.20	9,046,462.70	0.57
1,750,000	MOMENTIVE PERFORMANCE 11.5 01DEC16	米ドル	1,846,250.00	1,881,250.00	0.12
1,600,000	MUELLER WATER PROD 8.75 01SEP20	米ドル	1,740,500.00	1,784,000.00	0.11
6,870,000	MURRAY ENERGY 10.25 15OCT15 SER144A	米ドル	7,138,912.50	7,402,425.00	0.47
2,750,000	NARA CABLE FUNDG 8.875 01DEC18 REGS	ユーロ	3,677,343.41	4,055,387.02	0.26
8,575,000	NAVIOS MARITIME 8.125 15FEB19 144A	米ドル	8,660,750.00	8,575,000.00	0.54
7,800,000	NAVIOS MARITIME ACQ 8.625 01NOV17	米ドル	7,924,462.50	7,956,000.00	0.51
6,780,000	NAVIOS SA LOGIST 9.25 15APR19 144A	米ドル	6,866,363.65	6,915,600.00	0.44
4,500,000	NEXTAR MISSION BRO 8.875 15APR17 WI	米ドル	4,731,750.00	4,882,500.00	0.31
10,775,000	NRG ENERGY INC 7.625 15MAY19 144A	米ドル	10,779,700.00	10,667,250.00	0.68

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

投資有価証券明細表（続き）

2011年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A．債券（続き）			米ドル	米ドル	%
7,450,000	NUVEEN INVESTMENTS INC 10.5 15NOV15	米ドル	7,711,655.00	7,859,750.00	0.50
4,710,000	OASIS PETROLEUM 7.25 01FEB19 144A	米ドル	4,792,462.50	4,721,775.00	0.30
16,595,000	OBRASCON HUA LAIN 8.75 15MAR18 EMTN	ユーロ	23,621,812.95	24,608,977.07	1.56
14,125,000	ODEON AND UCI FINCO 9 01AUG18 REGS	英ポンド	23,123,457.89	22,880,099.08	1.45
4,470,000	OFFSHORE GROUP 11.5 01AUG15	米ドル	4,956,650.00	4,917,000.00	0.31
2,350,000	OFFSHORE GROUP 11.5 01AUG15 144A	米ドル	2,556,387.50	2,590,875.00	0.16
5,000,000	ONO FIN II PLC 10.875 15JUL19 144A	米ドル	5,405,000.00	5,402,500.00	0.34
10,685,000	ONO FIN II PLC 11.125 15JUL19 REGS	ユーロ	15,085,392.77	16,628,896.01	1.06
12,195,000	ONTEX IV 9.0 15APR19 144A	ユーロ	17,561,839.86	17,838,454.22	1.13
4,850,000	ONTEX IV 9.0 15APR19 REGS	ユーロ	7,046,521.95	7,089,391.69	0.45
2,800,000	OXEA FINANCE CY 9.625 15JUL17 REGS	ユーロ	4,198,004.50	4,431,359.44	0.28
1,790,000	PACKAGING DYNAMICS 8.75 1FEB16 144A	米ドル	1,790,000.00	1,872,787.50	0.12
6,240,000	PALACE ENT HLDG 8.875 15APR17 144A	米ドル	6,416,362.50	6,442,800.00	0.41
3,650,000	PENINSULA GAMING 10.75 15AUG17	米ドル	3,907,375.00	4,015,036.50	0.25
635,000	PENINSULA GAMING 10.75 15AUG17 144A	米ドル	685,800.00	706,437.50	0.04
670,000	PENN NATL GAMING 8.75 15AUG19	米ドル	723,275.00	730,963.30	0.05
4,125,000	PICARD BONDCO 9 01OCT18 SER REGS	ユーロ	5,960,577.38	6,279,316.61	0.40
6,135,000	PINAFORE LLC INC 9 01OCT18 SER 144A	米ドル	6,562,012.50	6,733,162.50	0.43
8,350,000	PINNACLE ENTMT 8.75 15MAY20	米ドル	8,301,437.50	9,009,733.50	0.57
3,390,000	PITTSBURGH GL WKS 8.5 15APR16 144A	米ドル	3,471,831.25	3,500,175.00	0.22
6,650,000	PLY GEM INDS 8.25 15FEB18 SER 144A	米ドル	6,798,750.00	6,558,562.50	0.42
8,000,000	QVC INC 7.375 15OCT20 144A	米ドル	8,470,000.00	8,580,000.00	0.54
4,300,000	RADIATION THERAP 9.875 15APR17	米ドル	4,278,312.50	4,375,250.00	0.28
4,900,000	RBS GBL AND REXNORD 8.5 1MAY18	米ドル	5,114,660.00	5,302,388.00	0.34
3,460,000	REDDY ICE CORP 11.25 15MAR15	米ドル	3,546,932.50	3,563,800.00	0.23
6,200,000	REGAL ENTERTAIN GROUP 9.125 15AUG18	米ドル	6,555,500.00	6,579,750.00	0.42
3,240,000	REYNOLDS GROUP 8.50 15MAY18 144A	米ドル	3,253,900.00	3,366,003.60	0.21
10,020,000	REYNOLDS GROUP 9 15APR19 144A	米ドル	10,356,878.75	10,621,200.00	0.67
1,745,000	RITE AID CORP 10.25 15OCT19	米ドル	1,941,312.50	1,930,423.70	0.12
12,800,000	RITE AID CORP 10.375 15JUL16	米ドル	13,538,875.00	13,636,096.00	0.87
5,000,000	RITE AID CORP 9.50 15JUN17	米ドル	4,259,400.00	4,550,050.00	0.29
5,357,000	ROYAL BK OF SCOTLAND 4.7 03JUL18	米ドル	4,610,170.00	4,800,295.20	0.30
6,219,000	SALEM COMMUNIC 9.625 15DEC16	米ドル	6,695,937.59	6,669,877.50	0.42
6,450,000	SCIENTIFIC GAMES 8.125 15SEP18 144A	米ドル	6,666,625.00	6,788,689.50	0.43
10,950,000	SEVERSTAL COLOMBUS 10.25 15FEB18	米ドル	11,631,250.00	12,154,500.00	0.77
12,500,000	SHEA HOMES LP 8.625 15MAY19 144A	米ドル	12,680,643.75	12,656,250.00	0.80
8,785,000	SOCIETE GENERALE 4.196 PERP 31DEC49	ユーロ	10,809,649.20	10,865,881.12	0.69
2,350,000	SOCIETE GENERALE 7.756 PERP 31DEC49	ユーロ	3,092,817.85	3,402,587.59	0.22
9,515,000	SPRINT CAP CORP 8.75 15MAR32	米ドル	9,786,037.50	10,414,738.40	0.66
11,340,000	SPRINT CAPITAL CORP 6.875 15NOV28	米ドル	9,752,718.75	10,948,316.40	0.70

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

投資有価証券明細表（続き）

2011年5月31日現在

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券（続き）					
A．債券（続き）			米ドル	米ドル	%

10,350,000	STANDARD PACIFIC 8.375 15MAY18	米ドル	10,699,312.50	10,453,086.00	0.66
4,520,000	STYROLUTION GRP 7.625 15MAY16 REGS	ユーロ	6,477,574.34	6,508,529.02	0.41
5,950,000	TENET HEALTHCARE CORP 8 1AUG20	米ドル	6,005,437.50	6,143,375.00	0.39
1,470,000	TEXAS INSTRUMENTS 9.25 15AUG20	米ドル	1,559,514.63	1,556,362.50	0.10
3,275,000	TPC GROUP LLC 8.25 01OCT17 SER 144A	米ドル	3,432,222.50	3,487,875.00	0.22
4,870,000	UNCLE ACQSTN10 8.625 15FEB19 144A	米ドル	5,057,175.00	5,113,500.00	0.32
7,540,000	UNIT CORP 6.625 15MAY21	米ドル	7,709,650.00	7,653,100.00	0.49
2,800,000	UNITYMEDIA GMBH 9.625 01DEC19 REGS	ユーロ	4,195,365.81	4,446,370.46	0.28
325,000	US T-BILL 0.00 17NOV11	米ドル	324,857.02	324,854.40	0.02
6,475,000	USI HOLDINGS CORP 9.75 15MAY15 144A	米ドル	6,618,562.50	6,628,781.25	0.42
8,450,000	VERSO PAPER HLDGS 11.375 01AUG16 B	米ドル	8,967,181.25	8,671,897.00	0.55
2,550,000	VERTELLUS SPEC 9.375 01OCT15 144A	米ドル	2,717,375.00	2,652,000.00	0.17
2,950,000	VISANT CORP 10 01OCT17	米ドル	3,131,375.00	3,117,176.50	0.20
6,255,000	WCA WASTE CORP 7.50 15JUN19 144A	米ドル	6,340,087.50	6,348,825.00	0.40
4,800,000	WEST CORP 7.875 15JAN19 SER 144A	米ドル	4,822,765.00	4,896,000.00	0.32
6,705,000	WEST CORP 8.625 01OCT18 144A	米ドル	7,086,925.00	7,073,775.00	0.46
4,250,000	WIND ACQ FIN 11.75 15JUL17 REGS	ユーロ	6,583,729.95	7,080,556.72	0.46
11,741,062	WIND ACQU HLDG 12.25 15JUL17 144A	米ドル	13,461,152.50	14,514,887.90	0.93
13,607,187	WIND ACQU HLDG 12.25 15JUL17 REGS	ユーロ	21,610,616.86	24,081,675.55	1.54
7,700,000	WIRECO WORLDGP INC 9.5 15MAY17 144A	米ドル	8,239,875.00	8,181,250.00	0.53
5,080,000	XERIUM TECHNO 8.875 15JUN18 144A	米ドル	5,080,000.00	5,080,000.00	0.33

債券合計			1,430,529,361.07	1,466,957,097.00	93.14
------	--	--	------------------	------------------	-------

B. ミディアム・ターム・ノート					米ドル	米ドル	%
17,260,000	SLM CORP 8 25MAR20 SER MTN	米ドル	18,557,741.84	18,863,626.60	1.20		
12,740,000	SPRINGLEAF FIN CORP 6.9 15DEC17 MTN	米ドル	10,597,826.25	11,975,600.00	0.76		
3,225,000	HAPAG LLOYD 9 15OCT15 REGS	ユーロ	4,733,807.36	4,764,600.66	0.30		
16,000,000	BARCLAYS BANK PLC 4.75 31DEC49 PERP	ユーロ	14,706,208.08	16,335,038.69	1.04		

ミディアム・ターム・ノート合計			48,595,583.53	51,938,865.95	3.30
-----------------	--	--	---------------	---------------	------

公認の証券取引所への上場が認められている、または他の 規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			1,479,124,944.60	1,518,895,962.95	96.44
--	--	--	------------------	------------------	-------

投資有価証券合計			1,479,124,944.60	1,518,895,962.95	96.44
----------	--	--	------------------	------------------	-------

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

投資有価証券分類表

未監査

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%)＊
米国		
	各種サービス	12.56
	通信	10.81
	エネルギー・公益事業	4.82
	ホテル・レストラン	4.16
	小売・百貨店	3.17
	医療およびヘルスケア・サービス	3.09

建設資材・貿易	2.97
石油	2.30
自動車	2.11
化学	2.09
持株および金融会社	1.96
事務用品・コンピューター	1.67
包装業	1.59
石炭採掘・鉄鋼業	1.44
食品・ノンアルコール飲料	1.25
保険	1.23
複合企業	1.11
政府機関	0.95
製紙・林産物	0.87
機械・装置製造	0.85
農業・漁業	0.82
不動産会社	0.80
電気工学・電子	0.77
ソフトウェア会社	0.74
ゴム・タイヤ	0.66
その他金融仲介機関	0.50
航空宇宙産業	0.31
各種消費財	0.20
グラフィックス・出版	0.14
中央政府 - 債券	0.02
	65.96
イギリス	
持株および金融会社	2.07
化学	1.42
銀行およびその他の金融機関	1.34
食品・ノンアルコール飲料	0.59
	5.42

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

投資有価証券分類表（続き）

未監査

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)＊
ルクセンブルグ		
	通信	4.28
	各種サービス	1.14
	包装業	1.05
	医療およびヘルスケア・サービス	0.82
	食品・ノンアルコール飲料	0.40
	化学	0.28
		7.97
ドイツ		
	通信	2.15
	運輸	0.75
	化学	0.41
		3.31
バミューダ諸島		
	通信	1.76
		1.76

スペイン		
	建設資材・貿易	1.56
	運輸	0.76
		2.32
アイルランド		
	電気工学・電子	1.40
	包装業	0.61
	通信	0.26
		2.27
ベルギー		
	医薬品・化粧品	1.58
		1.58
フランス		
	銀行およびその他の金融機関	0.90
	医療およびヘルスケア・サービス	0.18
		1.08
南アフリカ		
	小売・百貨店	1.34
		1.34
マーシャル諸島		
	運輸	1.49
		1.49

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

投資有価証券分類表（続き）

未監査

グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類（続き）

国名	業種	比率(%)＊
イタリア		
	銀行およびその他の金融機関	0.87
		0.87
メキシコ		
	建設資材・貿易	0.59
		0.59
ケイマン諸島		
	持株および金融会社	0.48
		0.48
投資有価証券合計		96.44

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

[次へ](#)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at May 31, 2011

Global High Yield Bond Fund		(Expressed in US Dollar)
	Notes	Global High Yield Bond Fund USD
Assets		
Investments		
At cost		1,479,124,944.60
At market value	2.2	1,518,895,962.95
Receivable on subscriptions		39,902,371.42
Cash at bank		36,747,454.00
Interest receivable on bonds	2.6	32,268,244.48
Receivable for investments sold		203,058.18
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,10	186,332.44
Formation expenses	2.4	163,041.54
Total assets		1,628,366,465.01
Liabilities		
Payable for investments purchased		22,436,714.86
Payable on redemptions		14,353,115.89
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,10	13,974,392.77
Marketing fees payable	3	1,095,523.69
Manager fees payable	3	838,087.62
Distributor fees payable	6	322,221.14
Agent Company fees payable	7	128,863.25
Administrator fees payable	4	77,336.72
Printing and publishing expenses payable		64,201.08
Custodian fees payable	5	51,530.22
Legal expenses payable		23,903.61
Professional expenses payable		13,854.88
Formation expenses payable	2.4	3,661.81
Trustee fees payable	8	2,040.66
Total liabilities		53,385,448.20
Total net assets		1,574,981,016.81
Net assets		
AUD Hedged Class Unit	AUD	1,471,876,085.36
Number of units outstanding		
AUD Hedged Class Unit		143,298,600
Net asset value per unit		
AUD Hedged Class Unit	AUD	10.27

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the period from August 26, 2010 (inception date) to May 31, 2011

Global High Yield Bond Fund (Expressed in US Dollar)

	Notes	USD
Income		
Interest on bonds	2.6	55,425,147.80
Other income		335,721.50
Bank interest	2.6	12,063.49
Total income		55,772,932.79
Expenses		
Marketing fees	3	5,818,633.62
Manager fees	3	4,451,290.88
Distributor fees	6	1,711,403.58
Agent Company fees	7	684,426.96
Administrator fees	4	410,756.71
Custodian fees	5	273,689.47
Printing and publishing expenses		82,304.15
Safekeeping fees		50,504.12
Professional expenses		34,165.15
Transactions fees		27,123.63
Formation expenses	2.4	25,122.46
Legal expenses		24,936.78
Trustee fees	8	2,574.19
Other expenses		1,387.29
Total expenses		13,598,318.99
Net investment gain		42,174,613.80

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the period from August 26, 2010 (inception date) to May 31, 2011 (continued)

Global High Yield Bond Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	USD
Net investment gain		42,174,613.80
Net realised		
Gain on investments		13,932,687.29
Loss on interest rate swap contracts		(2,046,815.97)
Gain on forward foreign exchange contracts		126,580,651.13
Gain on foreign exchange		5,576,332.82
Net realised gain for the period		186,217,469.07
Net change in unrealised		
Appreciation on investments		39,771,018.35
Depreciation on forward foreign exchange contracts		(13,788,060.33)
Net increase in net assets as result of operations		212,200,427.09
Movement in capital		
Subscriptions of units		1,631,527,950.37
Redemptions of units		(191,957,338.03)

Net movement in capital		1,439,570,612.34
Distribution	11	(76,790,022.62)
Net assets at the beginning of the period		0.00
Net assets at the end of the period		1,574,981,016.81

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statistical information		UNAUDITED
		Global High Yield Bond Fund
		AUD Hedged Class Unit
Number of units outstanding at the end of the period :		
number of units issued		160,977,440
number of units redeemed		(17,678,840)
May 31, 2011		143,298,600
Net assets at the end of the period :		
May 31, 2011		1,471,876,085.36
Net asset value per unit at the end of the period :		
May 31, 2011		10.27

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements	(As at May 31, 2011)
Global High Yield Bond Fund	
Note 1 - Activity and objectives	

MELLON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Global High Yield Bond Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and a supplemental trust dated August 26, 2010, between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

AUD Hedged Class Unit is available for issue.

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to pursue stable income generation and long-term capital appreciation through investment in a diversified portfolio of global high yield bonds, as well as over-the-counter or exchange traded derivative instruments thereon. The credit quality of the bonds should be thoroughly reviewed at the time of purchase and closely monitored thereafter for the bond holdings in the portfolio to avoid default as much as possible.

The portfolio aims to balance the objectives of providing sufficient income to support the stable payment of a monthly distribution, while attempting to provide a long-term total return.

The global high yield bonds in which the Investment Manager and/or its delegates may invest may include but shall not be limited to cash bonds issued by corporations, zero-coupon bonds, payment-in-kind bonds (bonds which pay interest in the form of additional bonds of the same kind), Eurobonds, Yankee bonds, and derivatives thereon. The Investment Manager and/or its delegates may also invest in cash and money market instruments, including but not limited to cash deposits (including custodian sweep accounts), commercial paper, certificates of deposit, Treasury notes and bills and other cash equivalents.

The Investment Manager has delegated to the Sub-Investment Manager its responsibility for the management of the investment and re-investment of the Series Trust's investment portfolio.

The Investment Manager may from time to time appoint other or additional investment advisers or investment managers in its discretion.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)
--

(As at May 31, 2011)

Global High Yield Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies

2.1 - Presentation of financial statements

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses) provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2011)

Global High Yield Bond Fund

Note 2 - Significant accounting policies (continued)

2.3 - Conversion of foreign currencies

Assets and liabilities expressed in other currencies than the US Dollar are translated into US Dollar at exchange rates ruling at the end of the period. Transactions expressed in foreign currencies are translated into US Dollar at exchange rates prevailing at the transaction dates. Unrealised and realised gains or losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses are amortised on a straight-line basis over a period of five years.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

Note 3 - Manager fees and marketing fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.65 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a marketing fee at the rate of 0.85 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager will pay the fees of the Investment Manager out of its fees. The Investment Manager will be responsible for paying the fees of the Sub-Investment Manager and any of the Investment Manager's delegates or other parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust.

Note 4 - Administrator fee

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.06 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2011)

Global High Yield Bond Fund

Note 5 - Custodian fee

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.04 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 6 - Distributor fee

The Distributor is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.25 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 7 - Agent Company fee

The Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at the rate of 0.10 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Trustee fee

The Trustee is entitled to receive a fee of USD 20,000 per annum for the Trust payable quarterly in arrears. The Trustee's fee is payable out of the assets of the Series Trusts prorata to the number of Series Trust in activity.

Note 9 - Taxation

Cayman Islands

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries. Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at May 31, 2011)

Global High Yield Bond Fund**Note 10 - Forward foreign exchange contracts**

As at May 31, 2011, the following forward foreign exchange contracts were open :

10.1 - Forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
GBP	18,230,000.00	USD	29,423,220.00	30/06/11	(663,697.18)
GBP	1,980,000.00	USD	3,198,967.20	30/06/11	(68,838.39)
GBP	2,020,000.00	USD	3,268,622.60	30/06/11	(65,199.27)
USD	3,267,280.00	GBP	2,000,000.00	30/06/11	33,533.73
EUR	91,730,000.00	USD	130,427,676.45	30/06/11	(1,661,896.20)
EUR	77,190,000.00	USD	109,764,180.00	30/06/11	(1,388,050.60)
EUR	85,170,000.00	USD	121,086,189.00	30/06/11	(1,557,100.03)

Total forward foreign exchange contracts in the context of portfolio management (5,371,247.94)

10.2 - Forward exchange foreign contracts to convert AUD into USD and to cover the currency exposure of AUD Hedged Class Unit

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
AUD	10,934,905.00	USD	11,680,315.60	06/06/11	(11,952.59)
USD	4,011,570.29	AUD	3,770,000.00	17/08/11	(18,322.17)
USD	7,804,915.60	AUD	7,340,000.00	17/08/11	(30,207.68)
USD	1,525,443,209.03	AUD	1,432,159,500.00	17/08/11	(8,490,934.73)

USD	1,564,538.92	AUD	1,460,000.00	17/08/11	(18,193.93)
USD	2,277,158.40	AUD	2,160,000.00	17/08/11	10,966.66
USD	1,839,801.92	AUD	1,760,000.00	17/08/11	24,755.71
USD	1,723,128.00	AUD	1,650,000.00	17/08/11	24,911.95
USD	2,998,188.55	AUD	2,870,000.00	17/08/11	42,331.46
USD	2,893,741.32	AUD	2,760,000.00	17/08/11	30,136.52
USD	6,342,120.00	AUD	6,000,000.00	17/08/11	13,613.12
USD	9,718,039.80	AUD	9,180,000.00	17/08/11	6,083.29

Total forward exchange foreign contracts to cover the currency exposure of AUD Hedged Class Unit	(8,416,812.39)
---	-----------------------

Total forward foreign exchange contracts	(13,788,060.33)
---	------------------------

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at May 31, 2011)

Global High Yield Bond Fund

Note 11 - Distribution

Distribution paid per units	Record date	Ex-distribution date	Payment date
AUD Hedged Class Unit			
0.10 AUD	November 15, 2010	November 16, 2010	November 19, 2010
0.10 AUD	December 15, 2010	December 16, 2010	December 21, 2010
0.10 AUD	January 18, 2011	January 19, 2011	January 24, 2011
0.10 AUD	February 15, 2011	February 16, 2011	February 22, 2011
0.10 AUD	March 15, 2011	March 16, 2011	March 22, 2011
0.10 AUD	April 15, 2011	April 18, 2011	April 21, 2011
0.10 AUD	May 16, 2011	May 17, 2011	May 20, 2011

Note 12 - Exchange rates

The exchange rate used at the end of the period is as follows:

Currency	Exchange rate
AUD	1.0701
EUR	1.4412

Note 13 - Collateral position

As at May 31, 2011 the following collateral positions on forward foreign exchange rate contracts have been received by the Series Trust:

Quantity	Description	Currency	Indicative market Value
			USD
160,000	US T-NOTES 2 15JAN17	USD	182,449.92
55,000	US T-NOTE 0.875 29FEB12	USD	55,289.85
370,000	US T-NOTE 1.50 31DEC13	USD	378,093.75
Total Collateral position			615,833.52

Note 14 - Subsequent event

Distribution paid per unit	Record date	Ex-distribution date	Payment date
AUD Hedged Class Unit			
0.10 AUD	June 15, 2011	June 16, 2011	June 21, 2011
0.10 AUD	July 15, 2011	July 19, 2011	July 22, 2011

MELLON OFFSHORE FUNDS**Statement of investments as at May 31, 2011****Global High Yield Bond Fund**

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market					
A. Bonds			USD	USD	%
12,125,000	ACCELENT INC 10 01NOV17 144A	USD	11,917,050.00	11,943,125.00	0.76
6,395,000	AEP INDUSTRIE INC 8.25 15APR19 144A	USD	6,436,837.50	6,530,893.75	0.41
3,975,000	AFFINITY GROUP INC 11.5 1DEC16 144A	USD	3,891,604.50	4,213,500.00	0.27
4,425,000	ALERE INC 9 15MAY16	USD	4,634,192.50	4,701,562.50	0.30
6,625,000	ALLBRITTON COMM 8 15MAY18	USD	6,838,437.50	6,943,198.75	0.44
14,365,000	AMC ENTERTAINMENT 9.75 01DEC20 144A	USD	14,916,812.50	15,155,075.00	0.96
4,600,000	AMERICAN AXLE MFG 7.875 01MAR17	USD	4,604,000.00	4,714,862.00	0.30
6,650,000	AMERICAN ROCK SALT 8.25 1MAY18 144A	USD	6,744,093.75	6,733,125.00	0.43
6,850,000	ANTERO RES FIN 9.375 01DEC17	USD	7,299,437.50	7,466,500.00	0.47
5,250,000	AQUILEX HOLDINGS 11.125 15DEC16	USD	5,442,812.50	5,171,250.00	0.33
7,435,000	ARAMARK HLDGS 8.625 01MAY16 144A	USD	7,597,587.50	7,610,317.30	0.48
6,275,000	ARDAGH PACK FIN 9.25 15OCT20 REGS	EUR	8,900,144.49	9,623,342.68	0.61
4,145,000	ASSOC MATERIALS 9.125 1NOV17 144A	USD	4,338,472.81	4,269,350.00	0.27
6,175,000	BAKKAVOR FIN 2PLC 8.25 15FEB18 REGS	GBP	9,674,622.37	9,370,689.86	0.59
11,375,000	BEVERAGE PACKING 9.5 15JUN17 REGS	EUR	16,047,979.20	16,575,543.31	1.05
4,100,000	BIOMET INC 11.625 15OCT17	USD	4,595,320.42	4,612,500.00	0.29
3,620,000	BODY GAMING CORP 7.125 01FEB16	USD	3,265,174.91	3,420,031.20	0.22
6,650,000	BOPARAN HLDGS 9.75 30APR18 REGS	EUR	9,792,402.64	9,653,708.08	0.61
5,000,000	BOYD GAMING CORP 9.125 01DEC18 144A	USD	4,998,750.00	5,197,500.00	0.33
5,935,000	BRICKMAN GP HLDG 9.125 01NOV18 144A	USD	6,142,212.50	6,172,400.00	0.39
11,160,000	BRIGHAM EXPLOR 6.875 01JUN19 144A	USD	11,214,318.75	11,201,850.00	0.71
8,895,000	BUILDING MAT CORP 6.75 1MAY21 144A	USD	8,921,579.80	8,917,237.50	0.57
2,534,125	BWAY PARENT CO 10.125 01NOV15 144A	USD	2,462,125.00	2,635,490.00	0.17
25,310,000	CALPINE CORP 7.875 15JAN23 SER144A	USD	26,196,125.00	26,448,950.00	1.68
1,480,000	CARDTRONICS INC 8.25 01SEP18	USD	1,568,200.00	1,613,200.00	0.10
7,725,000	CASELLA WASTE SYS 7.75 15FEB19 144A	USD	7,920,481.25	7,821,562.50	0.50
5,460,000	CDRT MERGER SUB 8.125 01JUN19 144A	USD	5,460,000.00	5,507,775.00	0.35
4,160,000	CDW ESCROW CORP 8.5 01APR19 144A	USD	4,181,300.00	4,212,000.00	0.27
9,135,000	CDW ESCROW CORP 8.5 1APR19 144A	USD	9,135,000.00	9,249,187.50	0.59
6,600,000	CEMEX FINANCE 9.625 14DEC17 REGS	EUR	9,490,959.88	9,940,852.30	0.63
8,965,000	CEMEX SAB 9 11JAN18 SER 144A	USD	9,229,406.25	9,322,972.45	0.59
2,325,000	CENGAGE LEARN ACQ 10.5 15JAN15 144A	USD	2,358,697.50	2,197,125.00	0.14
5,925,000	CENT EURO MEDIA 11.625 15SEP16 REGS	EUR	8,243,985.50	9,377,926.98	0.60
12,750,000	CENVEO CORP 8.875 01FEB18	USD	12,826,500.00	12,877,627.50	0.82
4,601,000	CEQUEL COM HLDG 8.625 15NOV17 144A	USD	4,859,003.75	4,890,863.00	0.31
16,025,000	CERIDIAN CORP 11.25 15NOV15	USD	15,633,587.50	16,585,875.00	1.05
10,755,000	CERIDIAN CORP 12.25 15NOV15	USD	10,682,706.25	11,238,975.00	0.71
13,370,000	CHINOS ACQ CORP 8.125 01MAR19 144A	USD	13,209,556.25	12,813,005.80	0.81
8,260,000	CHRYSLER GP 8.25 15JUN21 144A	USD	8,225,900.00	8,224,234.20	0.52
13,790,000	CINCINNATI BELL INC 8.375 15OCT20	USD	13,701,012.50	14,005,124.00	0.89

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at May 31, 2011 (continued)

Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			USD	USD	%
11,975,000	CIRSA FUND LUX 8.75 15MAY18 REGS	EUR	16,987,249.28	17,980,534.38	1.14
10,290,000	CLEAR CHANNEL COMM 10.75 01AUG16	USD	8,287,776.06	9,827,052.90	0.62
15,443,000	CLEAR CHANNEL COMM 5.5 15SEP14	USD	13,276,318.20	14,022,244.00	0.89
10,235,000	CLEAR CHANNEL COMM 9 01MAR21 144A	USD	10,288,300.00	10,235,000.00	0.65
10,040,000	COMMScope INC 8.25 15JAN19 SER144A	USD	10,446,712.50	10,542,000.00	0.67
600,000	CONSOL ENERGY INC 8.25 01APR20	USD	657,750.00	658,896.00	0.04
8,400,000	CONVATEC HEALTH 10.875 15DEC18 REGS	EUR	12,165,177.67	12,836,121.00	0.82
8,405,000	CPI INTL ACQ INC 8 15FEB18 144A	USD	8,489,100.00	8,447,025.00	0.54
3,750,000	CUMULUS MEDIA INC 7.75 01MAY19 144A	USD	3,750,000.00	3,750,000.00	0.24
4,375,000	DEAN FOODS CO 7 01JUN16	USD	4,274,572.50	4,358,812.50	0.28
1,000,000	DEAN FOODS CO 9.75 15DEC18 144A	USD	1,025,000.00	1,080,000.00	0.07
16,075,000	DIGICEL GROUP 10.5 15APR18 SER144A	USD	17,812,750.00	18,325,500.00	1.16
11,410,000	DISH DBS CORP 6.75 01JUN21 144A	USD	11,407,003.55	11,509,837.50	0.73
12,860,000	DJO FIN LLC CORP 9.75 15OCT17 144A	USD	13,344,312.50	13,406,550.00	0.85
7,500,000	DYNACORP INTL 10.375 1JUL17 SER 144A	USD	7,743,125.00	7,950,000.00	0.50
11,575,000	EAGLE PARENT INC 8.625 01MAY19 144A	USD	11,706,750.00	11,679,175.00	0.74
3,800,000	EDCON HLDG FRN 15JUN15 SER 144A	EUR	4,710,716.96	4,787,992.33	0.30
6,635,000	EDCON PROP LTD 9.5 01MAR18 144A	EUR	9,241,300.04	9,402,797.78	0.60
5,385,000	EDCON PROP LTD FRN 15JUN14 REGS	EUR	7,076,054.91	6,844,302.48	0.43
2,310,000	EH HOLDING CORP 7.625 15JUN21 144A	USD	2,310,000.00	2,361,975.00	0.15
3,850,000	ENTRAVISION COMM 8.75 01AUG17	USD	4,040,000.00	4,090,625.00	0.26
3,159,000	FERRELLGAS PARTNERS 8.625 15JUN20	USD	3,448,196.25	3,482,797.50	0.22
1,846,000	FIRST DATA CORP 12.625 15JAN21 144A	USD	1,558,213.87	1,993,698.46	0.13
1,845,000	FIRST DATA CORP 8.25 15JAN21 144A	USD	1,557,291.84	1,830,516.75	0.12
12,266,000	FIRST DATA CORP 9.875 24SEP15	USD	12,451,924.64	12,618,647.50	0.80
10,085,000	FORD MOTOR CO 7.45 16JUL31	USD	11,097,125.00	11,380,619.95	0.72
19,035,000	GENON ENERGY INC 9.5 15OCT18	USD	19,724,500.00	19,939,162.50	1.27
13,620,000	GMAC INC 8 01NOV31	USD	14,987,661.03	15,030,759.60	0.95
9,525,000	GOODYEAR TIRE RUBBER 8.25 15AUG20	USD	10,092,093.75	10,362,342.75	0.66
15,744,000	GRAY TELE INC 10.5 29JUN15	USD	16,479,215.00	16,728,000.00	1.06
6,530,000	GRIFFON CORP 7.125 01APR18 SER 144A	USD	6,687,593.75	6,660,600.00	0.42
6,725,000	HAPAG LLOYD AG 9.75 15OCT17 144A	USD	7,129,454.98	7,111,687.50	0.45
5,665,000	HARRAHS OPERATING CO 11.25 01JUN17	USD	6,273,885.61	6,370,915.65	0.40
27,960,000	HARRAS OPERATING CO INC 10 15DEC18	USD	26,025,849.53	25,835,040.00	1.64
1,725,000	HEADWATERS INC 7.625 01APR19 144A	USD	1,725,000.00	1,668,937.50	0.11
6,500,000	HEXION US FIN NOV SC 9 15NOV20 WI	USD	6,760,000.00	6,955,000.00	0.44
6,225,000	HEXION US FIN NOVA SC 8.875 01FEB18	USD	6,255,121.25	6,659,505.00	0.42
5,730,000	HILLMAN GP INC 10.875 01JUN18	USD	6,284,962.50	6,331,650.00	0.40
1,910,000	HILLMAN GP INC 10.875 01JUN18 144A	USD	2,086,675.00	2,110,550.00	0.13
5,485,000	HUB INTL HLDGS 10.25 15JUN15 S144A	USD	5,644,843.75	5,683,831.25	0.36

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at May 31, 2011 (continued)

Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			USD	USD	%
6,775,000	HUB INTL HLDGS 9 15DEC14 144A	USD	6,918,968.75	7,054,468.75	0.45
3,500,000	IASIS HEALTHCARE 8.375 15MAY19 144A	USD	3,531,218.75	3,517,500.00	0.22
17,080,000	ICAHN ENTERPRISE FIN 8 15JAN18	USD	17,433,562.50	17,521,859.60	1.11
2,175,000	INAER AVIATION FIN 9.5 01AUG17 144A	EUR	3,128,356.37	3,189,356.38	0.20
6,000,000	INAER AVIATION FIN 9.5 01AUG17 REGS	EUR	8,550,081.99	8,782,746.54	0.56
8,095,000	INEOS GROUP HLDG 7.875 15FEB16 REGS	EUR	10,484,579.58	11,626,799.42	0.74
2,750,000	INEOS GRP HLDG 8.5 15FEB16 144A	USD	2,799,218.75	2,829,557.50	0.18
6,000,000	INERGY LP/FINANCE 7 01OCT18 144A	USD	6,277,500.00	6,240,000.00	0.40
2,875,000	INSIGHT COMMUNIC 9.375 15JUL18 144A	USD	3,123,450.00	3,205,625.00	0.20
20,050,000	INTELSAT BERMUDA LTD 11.25 04FEB17	USD	21,733,675.00	21,676,456.00	1.38
12,930,000	INTERACTIVE DATA 10.25 01AUG18 144A	USD	14,305,562.50	14,378,160.00	0.91
9,150,000	INTESA SANPAOLO SPA 9.5 01JUN49	EUR	12,395,467.61	13,659,792.62	0.87
26,845,000	INTL LEASE FIN 8.25 15DEC20	USD	29,361,976.25	30,304,246.70	1.92
1,000,000	IPAYMENT INC 9.75 15MAY14	USD	922,500.00	1,025,000.00	0.07
7,860,000	JMC STEEL GROUP 8.25 15MAR18 144A	USD	7,993,287.50	8,115,450.00	0.52
18,855,000	KABLE BW 9.5 15MAR21 144A	EUR	27,281,306.18	29,390,203.06	1.87
5,065,000	KERLING PLC 10.625 01FEB17 SER REGS	EUR	7,448,297.28	7,931,996.28	0.50
2,525,000	KRATOS DEFENSE+SEC 10 01JUN17	USD	2,765,500.00	2,777,500.00	0.18
1,855,000	KRATOS DEFENSE+SEC 10 01JUN17 144A	USD	1,984,850.00	2,040,500.00	0.13
1,875,000	LABCO SAS 8.50 15JAN18 SERIES REGS	EUR	2,515,218.75	2,758,659.51	0.18
4,245,000	LBI MEDIA INC 9.25 15APR19 144A	USD	4,220,783.60	4,298,062.50	0.27
275,000	LEAR CORP 8.125 15MAR20	USD	306,625.00	303,938.25	0.02
7,425,000	MANITOWOC COMP INC 8.5 01NOV20	USD	7,712,043.50	8,066,668.50	0.51
5,850,000	MC JUNKIN RD MN CO 9.5 15DEC16 144A	USD	5,502,750.00	6,113,250.00	0.39
2,885,000	MEDIA GENERAL 11.75 15FEB17	USD	3,089,579.47	2,885,000.00	0.18
10,200,000	MGM RESORTS INTL 10 01NOV16 144A	USD	10,803,312.50	11,069,652.00	0.70
11,575,000	MGM RESORTS INTL 11.375 01MAR18	USD	11,929,136.09	13,305,809.75	0.84
9,711,000	MICHAEL FOODS INC 9.75 15JUL18 144A	USD	10,741,581.25	10,694,238.75	0.68
4,445,000	MOBILE MINI INC 7.875 01DEC20 144A	USD	4,645,937.65	4,700,587.50	0.30
2,140,000	MOMENTIVE PERF 9 15JAN21 SER 144A	USD	2,190,625.00	2,279,100.00	0.14
5,950,000	MOMENTIVE PERF 9.5 15JAN21 SER REGS	EUR	8,319,428.20	9,046,462.70	0.57
1,750,000	MOMENTIVE PERFORMANCE 11.5 01DEC16	USD	1,846,250.00	1,881,250.00	0.12
1,600,000	MUELLER WATER PROD 8.75 01SEP20	USD	1,740,500.00	1,784,000.00	0.11
6,870,000	MURRAY ENERGY 10.25 15OCT15 SER144A	USD	7,138,912.50	7,402,425.00	0.47
2,750,000	NARA CABLE FUNDG 8.875 01DEC18 REGS	EUR	3,677,343.41	4,055,387.02	0.26
8,575,000	NAVIOS MARITIME 8.125 15FEB19 144A	USD	8,660,750.00	8,575,000.00	0.54
7,800,000	NAVIOS MARITIME ACQ 8.625 01NOV17	USD	7,924,462.50	7,956,000.00	0.51
6,780,000	NAVIOS SA LOGIST 9.25 15APR19 144A	USD	6,866,363.65	6,915,600.00	0.44
4,500,000	NEXTAR MISSION BRO 8.875 15APR17 WI	USD	4,731,750.00	4,882,500.00	0.31
10,775,000	NRG ENERGY INC 7.625 15MAY19 144A	USD	10,779,700.00	10,667,250.00	0.68

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at May 31, 2011 (continued)

Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			USD	USD	%

7,450,000	NUVEEN INVESTMENTS INC 10.5 15NOV15	USD	7,711,655.00	7,859,750.00	0.50
4,710,000	OASIS PETROLEUM 7.25 01FEB19 144A	USD	4,792,462.50	4,721,775.00	0.30
16,595,000	OBRASCON HUA LAIN 8.75 15MAR18 EMTN	EUR	23,621,812.95	24,608,977.07	1.56
14,125,000	ODEON AND UCI FINCO 9 01AUG18 REGS	GBP	23,123,457.89	22,880,099.08	1.45
4,470,000	OFFSHORE GROUP 11.5 01AUG15	USD	4,956,650.00	4,917,000.00	0.31
2,350,000	OFFSHORE GROUP 11.5 01AUG15 144A	USD	2,556,387.50	2,590,875.00	0.16
5,000,000	ONO FIN II PLC 10.875 15JUL19 144A	USD	5,405,000.00	5,402,500.00	0.34
10,685,000	ONO FIN II PLC 11.125 15JUL19 REGs	EUR	15,085,392.77	16,628,896.01	1.06
12,195,000	ONTEX IV 9.0 15APR19 144A	EUR	17,561,839.86	17,838,454.22	1.13
4,850,000	ONTEX IV 9.0 15APR19 REGS	EUR	7,046,521.95	7,089,391.69	0.45
2,800,000	OXEA FINANCE CY 9.625 15JUL17 REGS	EUR	4,198,004.50	4,431,359.44	0.28
1,790,000	PACKAGING DYNAMICS 8.75 1FEB16 144A	USD	1,790,000.00	1,872,787.50	0.12
6,240,000	PALACE ENT HLDG 8.875 15APR17 144A	USD	6,416,362.50	6,442,800.00	0.41
3,650,000	PENINSULA GAMING 10.75 15AUG17	USD	3,907,375.00	4,015,036.50	0.25
635,000	PENINSULA GAMING 10.75 15AUG17 144A	USD	685,800.00	706,437.50	0.04
670,000	PENN NATL GAMING 8.75 15AUG19	USD	723,275.00	730,963.30	0.05
4,125,000	PICARD BONDCO 9 01OCT18 SER REGS	EUR	5,960,577.38	6,279,316.61	0.40
6,135,000	PINAFORÉ LLC INC 9 01OCT18 SER 144A	USD	6,562,012.50	6,733,162.50	0.43
8,350,000	PINNACLE ENTMT 8.75 15MAY20	USD	8,301,437.50	9,009,733.50	0.57
3,390,000	PITTSBURGH GL WKS 8.5 15APR16 144A	USD	3,471,831.25	3,500,175.00	0.22
6,650,000	PLY GEM INDS 8.25 15FEB18 SER 144A	USD	6,798,750.00	6,558,562.50	0.42
8,000,000	QVC INC 7.375 15OCT20 144A	USD	8,470,000.00	8,580,000.00	0.54
4,300,000	RADIATION THERAP 9.875 15APR17	USD	4,278,312.50	4,375,250.00	0.28
4,900,000	RBS GBL AND REXNORD 8.5 1MAY18	USD	5,114,660.00	5,302,388.00	0.34
3,460,000	REDDY ICE CORP 11.25 15MAR15	USD	3,546,932.50	3,563,800.00	0.23
6,200,000	REGAL ENTERTAIN GROUP 9.125 15AUG18	USD	6,555,500.00	6,579,750.00	0.42
3,240,000	REYNOLDS GROUP 8.50 15MAY18 144A	USD	3,253,900.00	3,366,003.60	0.21
10,020,000	REYNOLDS GROUP 9 15APR19 144A	USD	10,356,878.75	10,621,200.00	0.67
1,745,000	RITE AID CORP 10.25 15OCT19	USD	1,941,312.50	1,930,423.70	0.12
12,800,000	RITE AID CORP 10.375 15JUL16	USD	13,538,875.00	13,636,096.00	0.87
5,000,000	RITE AID CORP 9.50 15JUN17	USD	4,259,400.00	4,550,050.00	0.29
5,357,000	ROYAL BK OF SCOTLAND 4.7 03JUL18	USD	4,610,170.00	4,800,295.20	0.30
6,219,000	SALEM COMMUNIC 9.625 15DEC16	USD	6,695,937.59	6,669,877.50	0.42
6,450,000	SCIENTIFIC GAMES 8.125 15SEP18 144A	USD	6,666,625.00	6,788,689.50	0.43
10,950,000	SEVERSTAL COLOMBUS 10.25 15FEB18	USD	11,631,250.00	12,154,500.00	0.77
12,500,000	SHEA HOMES LP 8.625 15MAY19 144A	USD	12,680,643.75	12,656,250.00	0.80
8,785,000	SOCIETE GENERALE 4.196 PERP 31DEC49	EUR	10,809,649.20	10,865,881.12	0.69
2,350,000	SOCIETE GENERALE 7.756 PERP 31DEC49	EUR	3,092,817.85	3,402,587.59	0.22
9,515,000	SPRINT CAP CORP 8.75 15MAR32	USD	9,786,037.50	10,414,738.40	0.66
11,340,000	SPRINT CAPITAL CORP 6.875 15NOV28	USD	9,752,718.75	10,948,316.40	0.70

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of investments as at May 31, 2011 (continued)

Global High Yield Bond Fund

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market (continued)					
A. Bonds (continued)			USD	USD	%
10,350,000	STANDARD PACIFIC 8.375 15MAY18	USD	10,699,312.50	10,453,086.00	0.66
4,520,000	STYROLUTION GRP 7.625 15MAY16 REGS	EUR	6,477,574.34	6,508,529.02	0.41
5,950,000	TENET HEALTHCARE CORP 8 1AUG20	USD	6,005,437.50	6,143,375.00	0.39
1,470,000	TEXAS INSTRUMENTS 9.25 15AUG20	USD	1,559,514.63	1,556,362.50	0.10
3,275,000	TPC GROUP LLC 8.25 01OCT17 SER 144A	USD	3,432,222.50	3,487,875.00	0.22
4,870,000	UNCLE ACQSTN10 8.625 15FEB19 144A	USD	5,057,175.00	5,113,500.00	0.32
7,540,000	UNIT CORP 6.625 15MAY21	USD	7,709,650.00	7,653,100.00	0.49

2,800,000	UNITYMEDIA GMBH 9.625 01DEC19 REGS	EUR	4,195,365.81	4,446,370.46	0.28
325,000	US T-BILL 0.00 17NOV11	USD	324,857.02	324,854.40	0.02
6,475,000	USI HOLDINGS CORP 9.75 15MAY15 144A	USD	6,618,562.50	6,628,781.25	0.42
8,450,000	VERSO PAPER HLDGS 11.375 01AUG16 B	USD	8,967,181.25	8,671,897.00	0.55
2,550,000	VERTELLUS SPEC 9.375 01OCT15 144A	USD	2,717,375.00	2,652,000.00	0.17
2,950,000	VISANT CORP 10 01OCT17	USD	3,131,375.00	3,117,176.50	0.20
6,255,000	WCA WASTE CORP 7.50 15JUN19 144A	USD	6,340,087.50	6,348,825.00	0.40
4,800,000	WEST CORP 7.875 15JAN19 SER 144A	USD	4,822,765.00	4,896,000.00	0.32
6,705,000	WEST CORP 8.625 01OCT18 144A	USD	7,086,925.00	7,073,775.00	0.46
4,250,000	WIND ACQ FIN 11.75 15JUL17 REGS	EUR	6,583,729.95	7,080,556.72	0.46
11,741,062	WIND ACQU HLDG 12.25 15JUL17 144A	USD	13,461,152.50	14,514,887.90	0.93
13,607,187	WIND ACQU HLDG 12.25 15JUL17 REGS	EUR	21,610,616.86	24,081,675.55	1.54
7,700,000	WIRECO WORLDGP INC 9.5 15MAY17 144A	USD	8,239,875.00	8,181,250.00	0.53
5,080,000	XERIUM TECHNO 8.875 15JUN18 144A	USD	5,080,000.00	5,080,000.00	0.33
Total bonds			1,430,529,361.07	1,466,957,097.00	93.14
B. Medium term note			USD	USD	%
17,260,000	SLM CORP 8 25MAR20 SER MTN	USD	18,557,741.84	18,863,626.60	1.20
12,740,000	SPRINGLEAF FIN CORP 6.9 15DEC17 MTN	USD	10,597,826.25	11,975,600.00	0.76
3,225,000	HAPAG LLOYD 9 15OCT15 REGS	EUR	4,733,807.36	4,764,600.66	0.30
16,000,000	BARCLAYS BANK PLC 4.75 31DEC49 PERP	EUR	14,706,208.08	16,335,038.69	1.04
Total medium term note			48,595,583.53	51,938,865.95	3.30
Total transferable securities admitted to an official Stock Exchange or dealt in on another regulated market			1,479,124,944.60	1,518,895,962.95	96.44
Total investments			1,479,124,944.60	1,518,895,962.95	96.44

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments

UNAUDITED

Global High Yield Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
USA	Miscellaneous Services	12.56
	Communications	10.81
	Energy & Public Utilities	4.82
	Hotels & Restaurants	4.16
	Retail Trade & Department Stores	3.17
	Medical & Healthcare Services	3.09
	Building Materials & Trade	2.97
	Petroleum	2.30
	Road Vehicles	2.11
	Chemicals	2.09
	Holding & Finance Companies	1.96
	Office Supplies & Computing	1.67
	Packing Industry	1.59
	Coal Mining & Steel Industry	1.44
	Foodstuffs & Non-Alcoholic Drinks	1.25

Insurance	1.23
Conglomerates	1.11
Government Agencies	0.95
Paper & Forest Products	0.87
Machine & Apparatus Construction	0.85
Agriculture & Fishery	0.82
Real Estate Companies	0.80
Electrical Engineering & Electronic	0.77
Software Companies	0.74
Rubber & Tires	0.66
Other Financial Intermediaries	0.50
Aerospace Industry	0.31
Miscellaneous Consumer Goods	0.20
Graphics & Publishing	0.14
Central Government - Debt Issues	0.02
	65.96
United Kingdom	
Holding & Finance Companies	2.07
Chemicals	1.42
Banks & Other Credit Institutions	1.34
Foodstuffs & Non-Alcoholic Drinks	0.59
	5.42

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Global High Yield Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector (continued)		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
Luxembourg		
	Communications	4.28
	Miscellaneous Services	1.14
	Packing Industry	1.05
	Medical & Healthcare Services	0.82
	Foodstuffs & Non-Alcoholic Drinks	0.40
	Chemicals	0.28
		7.97
Germany		
	Communications	2.15
	Transportation	0.75
	Chemicals	0.41
		3.31
Bermuda		
	Communications	1.76
		1.76
Spain		
	Building Materials & Trade	1.56
	Transportation	0.76
		2.32
Ireland		
	Electrical Engineering & Electronic	1.40
	Packing Industry	0.61

Communications	0.26
	2.27
Belgium	
Pharmaceuticals & Cosmetics	1.58
	1.58
France	
Banks & Other Credit Institutions	0.90
Medical & Healthcare Services	0.18
	1.08
South Africa	
Retail Trade & Department Stores	1.34
	1.34
Marshal Islands	
Transportation	1.49
	1.49

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments (continued)	UNAUDITED
---	-----------

Global High Yield Bond Fund

Classification of investments by country and by economical sector (continued)		
Country	Economical sector	Ratio (%) *
Italy		
	Banks & Other Credit Institutions	0.87
		0.87
Mexico		
	Building Materials & Trade	0.59
		0.59
Cayman Islands		
	Holding & Finance Companies	0.48
		0.48
Total investments		96.44

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2011年9月30日現在)

			千円（ およびVを除く ）
	資産総額	1,693,715,920.67米ドル	129,823,325
	負債総額	2,728,871.29米ドル	209,168
	純資産総額（ - ）	1,690,987,049.38米ドル	129,614,157
	発行済口数	198,514,975口	
	1口当たり純資産価格（ / ）	8.52米ドル（ 8.74豪ドル ）	653円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

名 称 S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L - 2557 ロベルトシュトゥンパー通り 9 A

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社に委託している場合、販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産総額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の50%以上にあたる1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

文書の提供および閲覧

信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および／または管理会社間で締結されたファンドに関するサービス提供者を任命する契約、ファンドの受益証券の販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除く。）の通常の営業時間に管理事務代行会社の事務所において、無料で閲覧可能となり、かかる写しは、合理的な料金を支払った上で入手することができる。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はない。

（二）受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が随時承認する様式の書面により、自らが保有するいずれの受益証券についても譲渡することができる。ただし、譲受人は、関連もしくは該当する法域における法律規定、政府その他の要件もしくは規制、または該当する時点において有効な受

託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社または適法に授權された受託会社の代理人が要求する情報を事前に提供するものとする。さらに、譲受人は、（ a ）受益証券の譲渡が適格投資家に対するものであること、（ b ）譲受人が専ら投資目的のために自己勘定で受益証券を取得すること、および（ c ）受託会社はその裁量により要求するその他の事項につき、書面で受託会社に対して表明する必要がある。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項なし。

第二部【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

（ 1 ）資本金の額

2011年 9 月末日現在、管理会社の資本金の額は246,310円で、全額払込済である。管理会社の授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。なお、管理会社の純資産の額は、2010年12月末日現在、約28億68万円である。

最近 5 年間に資本金の増減はなされていない。ただし、2007年 7 月 1 日より、資本金を含む財務書類の記帳通貨が米ドルから円に変更された。

（ 2 ）管理会社の機構

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人である。2011年 9 月末日現在、同社の取締役会は、以下の 5 名の取締役から構成される。

スティーブ・リピナー	取締役
ドニ・シャムサディン	取締役
スコット・レノン	取締役
ジョナサン・ルブラン	取締役
グレッグ・プリスク	取締役

ドニ・シャムサディンは、委任状により、ファンドに関して管理会社を代理して行為する権限を授権されている。

管理会社は、ファンドの管理事務を S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託しており、また、投資運用業務を B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含む。

2011年 8 月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っている。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	14	468,643,745,753円
	オープン・エンド型 会社型投資信託	1	5,209,659,881円

3【管理会社の経理状況】

（１）管理会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）管理会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（自平成21年1月1日至平成21年12月31日）及び当事業年度（自平成22年1月1日至平成22年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

なお、従来から委託会社が監査証明を受けているあずさ監査法人は監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって、有限責任 あずさ監査法人となりました。

（１）【貸借対照表】

				(単位：千円)
		前事業年度	当事業年度	
		(平成21年12月31日)	(平成22年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	1	2,187,895	1,731,343	
未収委託者報酬		376,030	408,326	
前払販売関連費用		11,721,889	12,920,875	
未収入金		1,673,421	1,729,185	
その他流動資産		38,904	103,300	
流動資産計		15,998,141	16,893,031	
資産合計		15,998,141	16,893,031	
負債の部				
流動負債				
未払費用		958,618	1,033,148	
未払金		1,618,472	1,130,702	
仮受金		3,097	-	
流動負債計		2,580,188	2,163,850	
固定負債				
長期借入金	1	11,327,391	11,928,501	
固定負債計		11,327,391	11,928,501	
負債合計		13,907,580	14,092,351	
純資産の部				
株主資本				
資本金		246	246	
資本剰余金				

その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	896,486	1,606,604
純資産合計	2,090,561	2,800,680
負債・純資産合計	15,998,141	16,893,031

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自平成21年１月１日 至平成21年12月31日）	当事業年度 （自平成22年１月１日 至平成22年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	3,357,789	4,031,543
販売管理報酬等	7,225,070	7,892,108
営業収益計	10,582,860	11,923,651
営業費用		
支払手数料	3,341,282	4,005,557
販売関連費用	6,219,731	6,646,895
営業費用計	9,561,014	10,652,452
一般管理費		
諸経費	15,073	7,321
一般管理費計	15,073	7,321
営業利益	1,006,772	1,263,878
営業外収益		
受取利息	1 1,916	1,650
為替差益	1 9,197	-
営業外収益計	11,113	1,650
営業外費用		
支払利息	1 86,463	268,572
為替差損	-	27,247
営業外費用計	86,463	295,819
経常利益	931,422	969,709
特別損失		
前払販売関連費用追加償却費	-	259,591
税引前当期純利益	931,422	710,118
当期純利益	931,422	710,118

株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	前事業年度 （自平成21年 1 月 1 日 至平成21年12月31日）	当事業年度 （自平成22年 1 月 1 日 至平成22年12月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	246	246
当期変動額	-	-
当期末残高	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金		
前期末残高	1,193,830	1,193,830
当期変動額	-	-
当期末残高	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	34,937	896,486
当期変動額		
当期純利益	931,422	710,118
当期変動額合計	931,422	710,118
当期末残高	896,486	1,606,604
株主資本合計		
前期末残高	1,159,138	2,090,561
当期変動額		
当期純利益	931,422	710,118
当期変動額合計	931,422	710,118
当期末残高	2,090,561	2,800,680
純資産合計		
前期末残高	1,159,138	2,090,561
当期変動額		
当期純利益	931,422	710,118
当期変動額合計	931,422	710,118
当期末残高	2,090,561	2,800,680

重要な会計方針

項目	前事業年度 〔 自平成21年 1 月 1 日 至平成21年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成22年 1 月 1 日 至平成22年12月31日 〕
----	---	---

1. デリバティブ等の 評価基準及び評価 方法	時価法	同左
2. 前払販売関連費用の 処理方法	前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから収受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。	同左

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
1. 関係会社に対するもの	-
預金 1,692,887千円	

（損益計算書関係）

前事業年度 〔 自平成21年1月1日 至平成21年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成22年1月1日 至平成22年12月31日 〕
1. 関係会社との取引に係るもの	-
受取利息 1,916千円 為替差益 9,197千円 支払利息 63,416千円	
-	2. 前払販売関連費用追加償却費 前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュフローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

当事業年度（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

（金融商品の状況に関する事項）

当事業年度（平成22年12月31日現在）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（１）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は為替の変動リスクに晒されております。

長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変更することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日における貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
--	-----------	----	----

(1) 預金	1,731,343	1,731,343	-
(2) 未収委託者報酬	408,326	408,326	-
(3) 未収入金	1,729,185	1,729,185	-
資産計	3,868,854	3,868,854	-
(1) 未払費用	1,033,148	1,033,148	-
(2) 未払金	1,130,702	1,130,702	-
(3) 長期借入金	11,928,501	11,928,501	-
負債計	14,092,351	14,092,351	-

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、(3) 未収入金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(2) 未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注 2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金・預金	1,731,343			
未収委託者報酬	408,326			
未収入金	1,729,185			
合 計	3,868,854			

(注 3) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	2,438,685	2,438,685	2,438,685	2,438,685	2,173,761
合 計	2,438,685	2,438,685	2,438,685	2,438,685	2,173,761

（デリバティブ取引関係）

１．取引の状況に関する事項

前事業年度 〔 自平成21年 1 月 1 日 〕 〔 至平成21年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成22年 1 月 1 日 〕 〔 至平成22年12月31日 〕
１．取引の状況に関する事項 （１）取引の内容及び利用目的等 当社は外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために為替予約取引を行っております。 （２）取引に対する取組方針 当社は外貨建取引に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。 （３）取引に係るリスクの内容 為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。 なお、為替予約取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の不履行によるいわゆる信用リスクはほとんどないと判断しております。 （４）取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。 （５）取引の時価等に関する事項についての補足事項 契約額等はいくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または、計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

２．取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	取引の種類	前事業年度 (平成21年12月31日)			当事業年度 (平成22年12月31日)		
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)	契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引						
	売建						
	イギリスポンド	469,504	-	-	404,352	-	-
	USドル	467,160	-	-	415,446	-	-
合計		936,664	-	-	819,798	-	-

(注) 1. 時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度（自平成21年1月1日 至平成21年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション	米国 ピッツ バーグ	25,264 百万米 ドル	銀行業	(被所有) 間接 100%	資金の 預入	資金の 預入 (純額)	1,602,842	預金	1,692,887
						資金の 借入	借入金 の返済 (純額)	11,144,904	長期 借入金	-
							利息の 支払	63,416	未払 費用	-

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

(1) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン	31.3 百万 ポンド	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託、 役員の 兼任	(注2) 投資 運用 委託	2,036,099	未払 費用	587,886
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド	東京都 千代田区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託、 役員の 兼任	(注2) 投資 運用 委託	1,186,200	未払 費用	314,724

同一の親会社を持つ会社	ニューヨークメロン銀行東京支店	東京都千代田区	1,135百万米ドル	銀行業	なし	資金の預入	(注3) 資金の預入(純額)	495,008	預金	495,008
						資金の借入	(注3) 資金の借入(純額)	11,327,391	長期借入金	11,327,391

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っています。
- (3) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション
(ニューヨーク証券取引所に上場)

当事業年度（自平成22年1月1日 至平成22年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ピーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン	31.3百万ポンド	資産運用業務	なし	投資運用委託、役員の兼任	(注2) 投資運用委託	2,555,030	未払費用	542,873
同一の親会社を持つ会社	ピーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド	東京都千代田区	795百万円	資産運用業務	なし	投資運用委託、役員の兼任	(注2) 投資運用委託	1,244,681	未払費用	407,995
同一の親会社を持つ会社	ニューヨークメロン銀行	米国ニューヨーク	1,135百万米ドル	銀行業	なし	資金の預入	(注3) 資金の預入(純額)	745,140	預金	1,240,148
						資金の借入	(注3) 資金の借入(純額) 利息の支払	601,110 268,572	長期借入金 未払利息	11,928,501 452

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っています。
- (3) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション

（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

前事業年度 〔 自平成21年１月１日 至平成21年12月31日 〕		当事業年度 〔 自平成22年１月１日 至平成22年12月31日 〕	
１株当たり純資産額	1,045,280.55円	１株当たり純資産額	1,400,339.73円
１株当たり当期純利益	465,711.08円	１株当たり当期純利益	355,058.76円
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 〔 自平成21年１月１日 至平成21年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成22年１月１日 至平成22年12月31日 〕
当期純利益（千円）	931,422	710,118
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	931,422	710,118
期中平均株式数	2,000	2,000
うち、普通株式	1,000	1,000
うち、普通株式と同等の株式： 優先株式	1,000	1,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当ありません。	同左

（重要な後発事象）

前事業年度 〔 自平成21年１月１日 至平成21年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成22年１月１日 至平成22年12月31日 〕
該当ありません。	同左

[次へ](#)

中間財務書類

管理会社の経理状況において、当中間会計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）第76条第4項本文の適用により、管理会社B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの中間財務書類を掲げております。

（１）管理会社の中間財務書類（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）は、中間財務諸表等規則第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

（２）管理会社は、当中間会計期間（平成23年1月1日から平成23年6月30日まで）の中間財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けておりません。

（１）中間貸借対照表

		（単位：千円）
		第33期中間会計期間末 （平成23年6月30日）
資産の部		
流動資産		
預金		2,120,451
未収委託者報酬		389,454
前払販売関連費用		14,380,605
未収入金		1,422,477
その他流動資産		222,100
流動資産計		18,535,087
資産合計		18,535,087
負債の部		
流動負債		
未払費用		1,335,120
未払金		1,114,751
流動負債計		2,449,871
固定負債		
長期借入金		13,119,409
固定負債計		13,119,409
負債合計		15,569,280
純資産の部		
株主資本		
資本金		246
資本剰余金		
その他資本剰余金		1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		

繰越利益剰余金	1,771,731
純資産合計	2,965,807
負債・純資産合計	18,535,087

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第33期中間会計期間 (自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)	
営業収益	
委託者報酬	1,915,256
販売管理報酬等	4,349,876
営業収益計	6,265,132
営業費用	
支払手数料	1,882,133
販売関連費用	3,957,034
営業費用計	5,839,167
一般管理費	
諸経費	4,072
一般管理費計	4,072
営業利益	421,893
営業外収益	
受取利息	348
営業外収益計	348
営業外費用	
支払利息	244,297
為替差損	12,817
営業外費用計	257,114
経常利益	165,127
税引前中間純利益	165,127
中間純利益	165,127

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第33期中間会計期間 (自 平成23年 1 月 1 日 至 平成23年 6 月30日)	
株主資本	
資本金	
前期末残高	246

当中間期変動額	-
当中間期末残高	246
資本剰余金	
その他資本剰余金	
前期末残高	1,193,830
当中間期変動額	-
当中間期末残高	1,193,830
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	1,606,604
当中間期変動額	
中間純利益	165,127
当中間期変動額合計	165,127
当中間期末残高	1,771,731
株主資本合計	
前期末残高	2,800,680
当中間期変動額	
当中間純利益	165,127
当中間期変動額合計	165,127
当中間期末残高	2,965,807
純資産合計	
前期末残高	2,800,680
当中間期変動額	
中間純利益	165,127
当中間期変動額合計	165,127
当中間期末残高	2,965,807

重要な会計方針

項目	第33期中間会計期間 〔 自平成23年 1 月 1 日 至平成23年 6 月30日 〕
1．デリバティブ等の 評価基準及び評価方法	（ 1 ）時価法
2．前払販売関連費用の 処理方法	前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから収受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

注記事項

（ 貸借対照表関係 ）

第33期中間会計期間 〔 至平成23年 6 月30日 〕	
1．関係会社に対するもの	
預金	2,120,451 千円
未収入金	1,422,477 千円
長期借入金	13,119,409 千円

（損益計算書関係）

第33期中間会計期間 〔 自平成23年 1 月 1 日 至平成23年 6 月30日 〕	
1．関係会社との取引に係るもの	
受取利息	348 千円
為替差損	12,817 千円
支払利息	244,297 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第33期中間会計期間（自平成23年 1 月 1 日 至平成23年 6 月30日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

（金融商品の状況に関する事項）

当事業年度（平成23年 6 月30日現在）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年 3 月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年 3 月10日）を適用しております。

（1）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬、未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営

業債権は為替の変動リスクに晒されております。

長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。なお、先物為替予約は毎月末に契約を締結しているため、期末日の時価は零になっております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変更することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成23年６月30日における貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
（１）現金・預金	2,120,451	2,120,451	-
（２）未収委託者報酬	389,454	389,454	-
（３）未収入金	1,422,477	1,422,477	-
資産計	3,932,382	3,932,382	-
（１）未払費用	1,335,120	1,335,120	-
（２）未払金	1,114,751	1,114,751	-
（３）長期借入金	13,119,409	13,119,409	-
負債計	15,569,280	15,569,280	-

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）未収委託者報酬、（３）未収入金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

(１) 未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(２) 未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(３) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております

(注 ２) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金・預金	2,120,451			
未収委託者報酬	389,454			
未収入金	1,422,477			
合 計	3,932,382			

(注 ３) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1 年以内 (千円)	1 年超 2 年以内 (千円)	2 年超 3 年以内 (千円)	3 年超 4 年以内 (千円)	4 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 (千円)
長期借入金	2,628,264	2,628,264	2,628,264	2,628,264	2,199,390	2,606,350
合 計	2,628,264	2,628,264	2,628,264	2,628,264	2,199,390	2,606,350

(デリバティブ取引関係)

１．取引の状況に関する事項

第33期中間会計期間	
〔 自平成23年 1 月 1 日 至平成23年 6 月30日 〕	

1．取引の状況に関する事項

（１）取引の内容及び利用目的等

当社は外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避するために為替予約取引を行っております。

（２）取引に対する取組方針

当社は外貨建取引に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っており、投機的な取引及び短期的な売買差益を得る取引は行っておりません。

（３）取引に係るリスクの内容

為替予約取引には、為替相場の変動によるリスクを有しております。

なお、為替予約取引の契約先は、信用度の高い金融機関であるため、相手先の不履行によるいわゆる信用リスクはほとんどないと判断しております。

（４）取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

（５）取引の時価等に関する事項についての補足事項

契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額、または、計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

2．取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	取引の種類	第33期中間会計期間末 (平成23年6月30日)		
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
市場取引	為替予約取引			
以外の取引	売建			
	イギリスポンド	409,318	-	-
	USドル	400,466	-	-
	合計	809,784	-	-

（注）1．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

2．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第33期中間会計期間 〔 自平成23年 1 月 1 日 至平成23年 6 月30日 〕	
1株当たり純資産額	1,482,903.42円
1株当たり中間純利益	82,563.68円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第33期中間会計期間 自平成23年 1 月 1 日 至平成23年 6 月30日
中間純利益（千円）	165,127
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	165,127
期中平均株式数	2,000
うち、普通株式	1,000
うち、普通株式と同等の株式：優先株式	1,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当ありません。

4【利害関係人との取引制限】

管理会社および受託会社、これらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「**関係当事者**」という。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招き得る他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することがある。かかる活動には、他の投資信託の受託者または管理者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーまたは代理人として行為することが含まれる。特に、管理会社は、ファンドのそれと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する助言に関与することが予想される。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなる。管理会社および受託会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとする。利益相反が生じた場合、管理会社または受託会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとする。異なる顧客（ファンドを含む。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性がある。ただし、管理会社は、当該状況下の投資機会が長期にわたり評価され公平に配分されることを保証する。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができる。関係当事者（受託会社を除く。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができる。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができる。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができる。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わず当該ファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができる。

適用ある法令に従い、

- （a）管理事務代行会社、保管会社ならびにその各子会社、関連会社、代理人、被委譲者および関係者（各々を「**関連当事者**」という。）は、本人または代理人として、または管理事務代行会社が管理事務代行契約の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利を有するその他の者として、ファンドの勘定で資産または株式を購入、保有、処分その他取引することができるが、管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- （b）関連当事者は、同一または類似の投資対象がファンドによりもしくはその勘定で保有されるかまたは当該ファンドに関係するか否かにかかわらず、自己の勘定、ファンドの勘定または自己の顧客の勘定で投資対象を購入、保有および取引することができ、これに関与するいかなる者も、かかる取引によりまたはこれに関連し得られた利益につき説明する義務を負わない。管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- （c）関連当事者は、ファンドの勘定で、保管会社またはそのノミニーに対し投資対象を売却し、かかる者から投資対象を購入し、またはかかる者に対し投資対象を付与することができ、かつ、受益者、ファンド、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されているかまたは当該ファンドに関連する投資信託または機関の勘定で、保管会社もしくはそのノミニーとの間で金融取引、銀行取引、通貨取引またはその他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができるが、かかる関連当事者のいずれも、かかる取引に関し関係する当事者間の関係のみに基づき発生した利益につき説明することを求められない。ただし、上記（a）乃至（c）に企図される取引は、関係受益者の最善の利益において対等に取

り決められる通常の商業条件に基づき成立したものととして実行され、かつ、以下に従うものとする。

- () 独立しておりかつ認定評価を行う資格を有すると保管会社により認められた者からかかる評価を受領すること、
- () 該当する規則に基づく最高の条件による計画的な投資取引を実行すること、
- () 上記()または()に規定される手続が実行可能でない場合は、保管会社（保管会社が関係する取引の場合は管理会社）が、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものととして取引が行われたと満足する条件により実行すること。
- (d) 関連当事者は、購入者またはベンダーが当該時点で公開されていない証券取引所その他の市場において通常の方法で成立する契約に従い行われる取引を完了することができる。
- (e) 関連当事者は、他の者の事務管理代行会社もしくは登録機関として行為することを継続するかまたはかかる行為に同意することができ、また、ファンドに対し同様のサービスを提供することなく他の顧客に対し事務管理サービスまたは登録サービスを提供することができる。
- (f) 関連当事者は、ファンドのために、（関連当事者または当該関連当事者に課せられる銀行手数料または預金利息その他の事項に関する）通常の顧客向け銀行業務を条件として、銀行施設を提供するかまたは関連当事者をして銀行として行為し銀行施設（直物為替取引および為替予約取引を含む。）を提供せしめることができる。関連当事者は通常利息を認めるが、これに従い、該当するファンドまたはその受益者に対し説明する義務を負うことなく、銀行としての役割に関連し自己に発生する利益を請求しこれを保有する権利を有するものとする。

5【その他】

(1) 定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更される。

(2) 事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社のすべての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポレーション（以下「MIHC」という。）が保有していた。その後MIHCは解散し、この解散に伴い、その当時MIHCの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ（以下「メロン・バンク」という。）は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くMIHCの資産および負債をすべて引受けた。

その後、メロン・バンクはMIHCの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除くすべての資産をメロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション（以下「MOIC」という。）に提供した。管理会社のすべての発行済株式は、MOICに提供されたかかる資産に含まれていたため、管理会社はMOICの完全子会社となった。

(3) 出資の状況

該当事項なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

資本金の額

2011年9月末日現在、受託会社の資本金の額は、46,945,048米ドル（約35億9,834万円）である。

事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供している。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれる。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（2009年改訂）に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けている。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可も受けている。

（2）S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「**管理事務代行会社**」および「**保管会社**」）

資本金の額

2011年9月末日現在、資本金の額は、90,154,448ユーロ（約93億8,598万円）である。

（注）ユーロの円換算は、別段の記載がない限り、便宜上、平成23年9月30日現在の株式会社三井住友銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝104.11円）による。

事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に設立された銀行である。

（3）B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「**投資運用会社**」）

資本金の額

2011年9月末日現在、投資運用会社の資本金の額は7億9,500万円である。

事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づく登録を受け、投資運用業、投資助言・代理業および第二種金融商品取引業を営んでいる。

（4）スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（「**副投資運用会社**」）

資本金の額

副投資運用会社の資本金の額は公開されていない。なお、副投資運用会社を子会社とするザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの2010年12月末日現在における資本金の額は323億54百万米ドル（約2兆4,799億円）である。

事業の内容

副投資運用会社は、1933年に米国マサチューセッツ州において設立され、1940年米国投資顧問法に基づき、投資顧問業を営んでいる。

（5）S M B C日興証券株式会社（「**代行協会員**」）

資本金の額

2011年9月末日現在、代行協会の資本金の額は、100億円である。

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員

業務および販売等の業務を行っている。

（６）株式会社三井住友銀行（「販売会社」）

資本金の額

2011年９月末日現在、販売会社の資本金の額は、約１兆7,710億円である。

事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における登録金融機関である。日本証券業協会、社団法人金融先物取引業協会および一般社団法人第二種金融商品取引業協会に加入している。

２【関係業務の概要】

（１）C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

受託会社は、基本信託証書に基づき、各ファンドの受託業務を行う。

（２）S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務、登録および名義書換ならびに保管業務を行う。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産総額の算定を行う。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行う。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれる。

（３）B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「投資運用会社」）

投資運用会社は、管理会社から委託を受け、投資運用契約に基づきファンドに関する投資運用業務を行う。

（４）スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー（「副投資運用会社」）

副投資運用会社は、投資運用会社から委託を受け、副投資運用契約に基づきファンドの副投資運用業務を行う。

（５）S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」）

代行協会員の業務を行う。

（６）株式会社三井住友銀行（「販売会社」）

受益証券の販売・買戻しに関する業務を行う。

３【資本関係】

（１）C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

該当事項なし。

（２）S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

（３）B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「投資運用会社」）

投資運用会社は、管理会社を間接的な完全子会社とするザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社である。

(4) スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー ・エル・エル・シー (「 **副投資運用会社** 」)

副投資運用会社は、管理会社を間接的な完全子会社とするザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社である。

(5) S M B C 日興証券株式会社 (「 **代行協会員** 」)

S M B C 日興証券株式会社は、S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社の株式の100%を保有している。

(6) 株式会社三井住友銀行 (「 **販売会社** 」)

株式会社三井住友銀行は、S M B C 日興証券株式会社の株式の100%を保有している。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2009年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2009年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理法（2007年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2011年9月30日現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は9,431であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2009年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社のマネージャーをも監督しており金融庁法（2011年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年3,659米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行わ

れると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（下記第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は3,659米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4条3項投資信託）

- （a）規制投資信託の第三の類型はさらに二つの類型に分けられる。
 - （i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの
 - （ ）受益権が承認された証券取引所に上場されているもの
- （b）かかる場合は、投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出て、かつ3,659米ドルの当初手数料および年間手数料を支払う。

4．投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
 - （a）投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - （b）投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれ

をCIMAに通知しなければならない。

- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものと、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、マネージャーまたは役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行為することができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、上記第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登録上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託・マネージャーの会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連のファミリー・投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（上記第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（上記第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならず、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- （a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - （b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようと意図している場合
 - （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

（d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

（e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初および年間の手数料は、24,390米ドルまたは30,487米ドルであり（管理する投資信託の数による）、制限的投資信託管理者の支払う当初および年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

（a）最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2011年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

（b）設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。

（c）存続期限のある／存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。

（d）投資信託がいったん登録された場合、会社法（2011年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。

（i）各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。

（ ）取締役と役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。

（ ）会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。

（ ）株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。

（v）会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。

（ ）会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

（e）会社は、存続期間の限られた会社でありかつ株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。

（f）会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。

（g）額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。

- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 株式の償還または買戻しの支払に加えて、収益または払込剰余金から、会社は株式の買戻しをすることができるが、会社は、資本の支払の後においても、通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有しなければならない。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2009年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法の相当程度の部分を採用しており、この問題に関する判例法の相当程度を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2009年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、投資者の利益のために（受益者と称する。）投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）である。

- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（その一人はケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもってパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2011年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 出資額および譲渡の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーによるリミテッド・パートナーシップの権利に対する担保設定の詳細を示す担保記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (h) リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。ただし、パートナーシップが支払不能にならないことを条件とする。パートナーシップが支払不能となったときは、上記買い戻しは6か月以内に取り消しすることができる。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、上記1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行っているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するよう指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- （a）規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - （b）規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - （c）免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - （d）規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - （e）規制投資信託の取締役、マネージャーまたは役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- （a）CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - （b）会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - （c）所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - （d）CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- （a）第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - （b）投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - （c）投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - （d）事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - （e）投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9（e）項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。

- (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
- (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
- (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2011年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
- (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
- (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- （a）ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - （b）同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了したまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- （a）免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - （b）免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - （c）免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - （d）免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - （e）免許投資信託管理業務について取締役、マネージャーまたは役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - （f）上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- （a）免許投資信託管理者の以下の不履行
 - （i）CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - （ ）CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - （ ）投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - （ ）規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - （v）CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - （ ）会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - （ ）少なくとも2人の取締役をおくこと
 - （ ）CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - （b）CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - （c）CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - （d）CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- （a）投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - （b）その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - （c）管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - （d）管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - （e）投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要と

みなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

- 8.12 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10（e）項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10（d）項または第8.10（e）項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - （c）第8.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任された者が、
- （a）第8.15項の義務に従わない場合、または
 - （b）満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託管理者が会社の場合、会社法（2011年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- （a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - （b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2009年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。

- (a) 規制投資信託
- (b) 免許投資信託管理者
- (c) 規制投資信託であった人物、または
- (d) 免許投資信託管理者であった人物

9.2 解散のための申請に関する書類および9.1 (a) 項から9.1 (d) 項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。

9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。

- (a) 9.1 (a) 項から9.1 (d) 項に規定された人物の債権者会議に出席すること
- (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
- (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること

9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。

- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
- (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
- (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
- (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
- (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと

9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10 . CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。

- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
- (b) 投資信託に関する事柄
- (c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合
- (b) 例えば秘密関係（保護）法（2009年改訂）、犯罪収益に関する法律（2008年）または薬物濫用法（2010年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合
- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該

当局が遂行するために必要な情報を開示する場合、ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 意図的不実表明

事実の不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。この分脈においては「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。

11.3 契約法（1996年改訂）

- (a) 契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に（意図的に）行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- (b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にそのマネージャー、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者またはアドバイザーに対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- (a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
- (i) 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
- () そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- (b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解されている。だます意図があったことまたは不実の表明が投資者が受益権を購入するよう誘引された唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなったときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明に対し、意見または期待の表明は、本項の債務を発生せしめないであろうが、その誤りがあれば不実の表明となるような形で、現存の事実の表明となる方法で文言を作成することができる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2010年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2010年改訂）第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2009年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2011年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：上記第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法（2011年改訂）およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーは解散後、パートナーシップを解散する法的責任を負っている。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（上記第6.1（1）項、第6.2（g）.7項および第6.3（i）項参照）。

14．一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

14.1 2007年6月19日に発効した一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する新たな法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法の規制を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本の金融商品取引法および内閣府令の両方に定義される日本の適格機関投資家向けに証券を発行する投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義から除かれる。また日本国内で既に証券を販売し、本規則の発効日の時点で存在している投資信託、または本規則の発効日の時点で存在し、本規則が発効した後にサブ・トラストを設定した投資信託は、「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

（a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めてい

る。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- (i) 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2011年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - (v) 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2010年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写し

および情報を請求する権利を有する。

- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1 か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合は変更の1 か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (c) 本規則第21条(4)項は投資顧問会社が引受けてはならない業務を定めている。すなわち、投資顧問会社は、一般投資家向け投資信託のために
 - (i) 本人として自己取引またはその取締役と取引を行ってはならない。
 - () 投資顧問会社自身または一般投資家向け投資信託以外の者の利益を図ることを目的とした取引を行ってはならない。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - () 株式取得の結果、一般投資家向け投資信託が保有する会社の株式が当該会社の発行済株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の株式を取得してはならない。
 - (v) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならない。
- (d) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他のサービス提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート 1 は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6 か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付す

れば足りる。

- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート 1 は、ミューチュアル・ファンド法第4条(1)および第4条(6)に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - () 下記の()、() および() に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - (x) 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明

- () 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

平成22年9月3日	有価証券届出書
平成22年9月14日	有価証券届出書の訂正届出書
平成23年4月28日	半期報告書（第1期中）／有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

別紙 A

定義

本書では、以下の表現は以下の意味を有する。

「受渡営業日」および 「日本における営業日」	日本において銀行および日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。
「営業日」および 「ファンド営業日」	ニューヨーク、ルクセンブルグ、シドニーおよび日本のすべてにおける銀行ならびに日本における金融商品取引業者が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除く。）、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「英文目論見書」	ファンドに関する2004年6月付英文目論見書をいい、適宜変更または補足される。
「S&P」	スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズをいう。
「円」および「¥」	日本の法定通貨をいう。
「オーストラリア・ドル」 および「豪ドル」	オーストラリアの法定通貨であるオーストラリア・ドルをいう。
「買付申込書」	管理会社または管理事務代行会社から入手することができる受益証券の買付申込書をいう。
「買戻請求書」	管理会社または管理事務代行会社から入手できる買戻請求書をいう。
「買戻日」	設定日からの各営業日またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「管理会社」	B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドをいう。
「管理事務代行会社」	ファンドの管理事務代行会社としての資格におけるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。
「管理事務代行契約」	受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された2006年3月30日付管理事務代行契約をいい、適宜変更または補足される。

「基本信託証書」	受託会社および管理会社間で締結されたトラストを設立する2003年10月14日付基本信託証書（随時修正または補足されるものを含む。）をいう。
「金融商品取引法」	日本の金融商品取引法をいう。
「現地分配基準日」	2010年11月からの各月の15暦日もしくは当該日が営業日ではない場合には直後の営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできる各年のその他の日をいう。
「現地分配日」	各現地分配基準日の後4営業日目の日またはファンドに関し管理会社が適宜決定することのできる各年のその他の日をいう。
「受益者」	当該時点における登録された受益証券の保有者をいい、共同登録者を含む。
「受益証券」	豪ドル建ての「豪ドルヘッジ・豪ドル建て受益証券」と指定されるファンドの受益証券をいう。
「受益者決議」	1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の50%以上となる受益証券の保有者が書面により承認した決議、または受益者集会において1口当たり純資産価格の総額がトラストの全シリーズ・トラストの純資産総額の総額の50%以上となる受益証券を保有する受益者により可決された決議をいう。
「受託会社」	トラストの受託者としてのC I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドをいう。
「純資産総額」	基本信託証書に従い計算されるファンドの純資産価額をいう。
「シリーズ・トラスト」および「ファンド」	受託会社と管理会社との間の基本信託証書および2010年8月26日付補足信託証書に基づいて設立されたトラストのシリーズ・トラストである、グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドをいう。
「設定日」および「払込日」	2010年9月30日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「代行協会員」	S M B C日興証券株式会社をいう。

「適格投資家」	以下の（ ）から（ ）に該当しない者、法人もしくは法主体をいう。 （ ）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、（ ）ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除く）、（ ）適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに（ ）上記（ ）から（ ）に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者。
「投資運用会社」	B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社をいう。
「投資運用契約」	管理会社と投資運用会社との間で締結された2010年9月1日付投資運用契約をいう。
「投資対象通貨」	ファンドの投資対象が表示される通貨をいう。
「トラスト」	ケイマン諸島法に基づき設立されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストであるメロン・オフショア・ファンズをいう。
「取引日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「販売会社」	株式会社三井住友銀行をいう。
「1口当たり純資産価格」	純資産総額（各評価日に管理事務代行会社が決定する為替レートで豪ドルに換算される。）を評価時に発行済の受益証券の口数で除して算出される額をいう。
「評価日」	各営業日、またはファンドに関し管理会社が随時に決定することのできるその他の日をいう。
「ファンド決議」	ファンドの発行済受益証券口数の2分の1以上の保有者が書面により承認した決議、または当該ファンドの受益者集会においてファンドの受益証券口数の2分の1以上を保有する受益者により可決された決議をいう。
「副投資運用会社」	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーをいう。
「副投資運用契約」	投資運用会社と副投資運用会社との間で締結された2010年9月1日付副投資運用契約をいう。

「分配期間」	最初の分配期間の場合には設定日に開始し、その後については前の現地分配基準日の翌暦日に開始し、現地分配基準日（同日を含む。）に終了する期間をいう。
「ムーディーズ」	ムーディーズ・インベスター・サービスズ・インクをいう。
「米国」	アメリカ合衆国、その領土および属領をいう。
「米ドル」、「USD」 および「US\$」	米国の法定通貨であるドルをいう。
「保管会社」	ファンドの保管会社としての資格におけるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社をいう。
「保管契約」	受託会社と保管会社との間で締結された2006年3月30日付保管契約をいい、適宜変更または補足される。
「ユーロ」および「€」	1992年2月7日にマーストリヒトで署名された欧州連合条約に従って単一通貨を採用した欧州連合参加加盟国の共通通貨をいう。

独立監査人報告書**メロン・オフショア・ファンズ - グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの受益者各位**

我々は、2011年5月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、2010年8月26日（設立日）から2011年5月31日までの期間に関する運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要およびその他の説明情報から成る、メロン・オフショア・ファンズ - グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンド（メロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラスト。）の財務書類を監査した。

財務書類に対する受託会社の責任

受託会社は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正に表示された財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると、受託会社が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重要な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重要な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2011年5月31日現在のメロン・オフショア・ファンズ - グローバル・ハイ・イールド・ボンド・ファンドの財政状態ならびに2010年8月26日（設立日）から2011年5月31日までの期間に関する運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ブライスウォーターハウスクーパース

2011年9月22日

Independent Auditor ' s Report

To the Unitholders of Mellon Offshore Funds - Global High Yield Bond Fund

We have audited the accompanying financial statements of Mellon Offshore Funds - Global High Yield Bond Fund (a series trust of Mellon Offshore Funds) which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at May 31, 2011 and the statement of operations and changes in net assets for the period from August 26, 2010 (inception date) to May 31, 2011, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Trustee for the financial statements

The Trustee is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds, and for such internal control as the Trustee determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor ' s responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor ' s judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity ' s preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity ' s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Mellon Offshore Funds - Global High Yield Bond Fund as at May 31, 2011, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg, applicable to investment funds.

September 22, 2011

PricewaterhouseCoopers, PO Box 258, Strathvale House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands
T: +1 (345) 949 7000, F: +1 (345) 949 7352, www.pwc.com/ky

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 7 月11日

B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士 安 藤 通 教

業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月23日

B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員

公認会計士 安 藤 通 教

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。